

Title	バブウフのConspiration pour l'Égalité.
Sub Title	
Author	平井, 新
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1930
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.24, No.2 (1930. 2) ,p.211(107)- 293(189)
JaLC DOI	10.14991/001.19300201-0107
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19300201-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

バブウフの Conspiracy pour l'Égalité.

平井新

本稿は拙作『バブウフ及びバブウフ主義』中の一篇『運動篇』に該当する部分は撮要である。陰謀の背景思想、並に該運動の歴史的意義其他全般に亘る敘述批評の詳細は別稿『思想篇』に譲る事とした。此點何卒御諒承を乞ふ。

目次

- (一)、序論
- (二)、一七九三年の憲法
- (三)、テルミドオル反動
- (四)、革命三年の憲法
- (五)、パンテオン俱樂部
- (六)、アマアル秘密委員會
- (七)、秘密公安總裁政府の設立其活動
- (八)、警備團の反抗
- (九)、軍事委員會の設置其他
- (十)、山嶽黨との合同經緯

(十一)、「グライゼルの内通

(十二)、花月十九日の會合

(十三)、花月二十日の會合

(十五)、バブウフ一味の就縛

一 序論

佛蘭西大革命の末期、略、一七九五年十月末頃より翌九六年五月初頃の亘り、共產主義實現の目的を以て、革命第三年憲法の撤廢並に總裁政府の強力的顛覆を企圖した一味の計畫的、組織的運動があつた。バブウフの謀叛若しくは平等のための謀叛「Conspiration pour l'Égalité」として知らるゝもの即ち是である。

佛蘭西大革命が近世民主主義運動の淵藪であるとは、同革命に關する數多き著作家の常語する所であるが、其實多くは政治的勢力の隆替起伏の敘述に忙しく同革命の社會運動史的意義を指摘して其の近世民主主義運動との關聯の絲を手操り出さんとするものは、勿論決して絶無ではないが極めて少ない。斯る間に在つて、就中 Jean Jaurès : Histoire socialiste de la Révolution Française. Lorenz von Stein : Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich. André Lichtenberger : Le socialisme et la Révolution française. の如きは其内容の當否は姑く措き、孰れも出色の文字であらう。

バブウフ主義がフランス大革命の渦中に醸生せる唯一の民主的、社會的思想で無い事は固より啻々を要しない所であるが併し乍らバブウフ主義が其間に繁生せし幾多の民主的、社會的思想中其深さに於ても其影響の大なる點に於ても到底他の追隨を許さない程著名なるものである事も亦何等の留保無く確言し得る所である。依之觀是、フランス大革命を以て近世民主的、社會的運動の淵藪なりと説く著作家は宜しく從來の無關心をやめてバブウフ主義に對して適宜の顧慮を拂ふべきであらう。問題は是のみでは無い。即ちバブウフ主義はフランス大革命の研究を完成すると言ふ斯る視角のみより觀察せらるべきものでは無い。吾々は斯る見地より離れて又近世社會運動の發足點としてのバブウフ主義を檢討すべきである。蓋しマルクスは勿論其以前に於てワイトリング、カベエ、ブランチ、並に十九世紀初葉のフランス共和主義運動等孰れも多かれ少なかれ、バブウフ主義の影響を蒙らざるものなき有様で前者に對する理解の完璧を期するためには必ずや後者に遡る事を必要とするからである。『共產黨宣言』中「社會主義及び共產主義文書」のなる一章を設けて前代の所謂空想的社會主義を完膚無き迄縱横に檢討論難したマルクスの峻烈なる鋭鋒も一度轉じてバブウフに及ぶや筆端遂に軟らぎバブウフの謀叛を『近代の革命に於いてプロレタリアの要求を聲明した、プロレタリアの最初の試み』と看做し剩へ蹉跌に對して同情的口吻さへ洩らしてゐる。此事實に徴してもバブウフ謀叛の重要性の一端が窺はれる。事實『共產黨宣言』時代のマルクス—エンゲルスは尠らず、バブウフ主義的要素を持合せてゐたのである。

バブウフ謀叛を以て、無規律的、無計畫的暴動の類として黙殺し終るならば、其れはバブウフ主義者を侮辱する所以であり、且謀叛の史實に不明なる事を自ら示證するに外ならぬ。事實は寧ろ其正

反對である。後年ブオナロッチに依て公表せられた史實⁽³⁾、其他是に關する信憑すべき幾多の著書は此謀叛計畫が綿密周到にして屢々吾等を驚嘆せしむるに足るものなる事を納得せしむる。後年の社會思想家が其の理想社會の計畫、描寫に於いて、將又其實現の方法に於いて、彼等に負ふ所蓋し決して尠しとしない。

バブウフ謀叛は今一步の地點で、同志の内通に逢ひ、無残にも挫折した。積日の勞苦は一舉にして水池に歸した。併しそれは計畫の杜漏戰術の稗拙に由るよりも寧ろ主として同志の内通に依るものと見るのが至當であらう。縱令この謀叛がマルクスの⁽⁴⁾や Deville⁽⁵⁾の言ふが如くプロレタリア自身の發育幼稚なると其解放の物質的條件の欠如のため所詮失敗に歸したとしても、假りに内通無かりしか、將又それ以前に謀叛を執行してゐたならば事態は一變のして必ずや大波瀾を惹起し、或は成功を收め一時的なりとも歴史上に一大奇觀を呈示したであらう。政府は内通者の密告を聴取して驚愕し直に叛徒の檢舉を行ひ、其罪を斷ずるや峻烈苛刻を極めた。それはバブウフの謀叛が無規律、無節制であつたが故では無く、寧ろ事實、それが餘りに計畫的、組織的であるがためであつた。

本稿の目的はバブウフ謀叛を可及的正確に且つ必要なる限り詳細に敘述して其真相を開披するに在るが、其際謀叛の背景的思想たるバブウフ教義の本質は特に詳細なる討究検討を必要とするを以て別稿『思想篇』に譲り、茲では専ら謀叛の實際運動的部分の経緯を記述するに止めた。

(1) 一七九五年十月終は平等者最初の會合、一七九六年五月初はバブウフ等の逮捕。

(2) Marx-Engels, Das Kommunistische Manifest. Kautsky's Ausgabe. S. 52-53.

(3) Buonarroti, Conspiration pour l'Égalité, dite de Babeuf 2 tomes. Bruxelles. 1828. 本書の最初の二版は一八二八年 Bruxelles と London で出版された。Barrère に依れば倫敦版は周到なる注意を以て英譯せられ、分冊刊行せられた。數日にして五萬部賣盡したと言はれてゐる。(Robiquet, Buonarroti et la secte des Égaux. 1910. p. 161). 第三版は Baudouin 兄弟が Mémoires sur la Révolution française 叢書の一部として一八三〇年巴里に出版した。巴里での賣行は官憲の嚴重なる監視のため思はしくなかつた。(Robiquet, ib., p. 161). 第四版は一八三二年出版せられた(場所不明)が、それは單なる題旨書にすぎなかつた。又一八四二年に同書の經濟的部分だけの抜萃書が出版せられた。(出版地不明——筆者註)一八五〇年には G. Charavay Jeune に依て新版が巴里に出版された。標題は Histoire de la conspiration pour l'Égalité dite de Babeuf となりつゝある。但し筆者は三、四版の表題を知らない。此新版では前記編者は初版に收録せられた訴訟書類の大部分及び不用の脚註を省略すると共に初版中匿名であつたものの多數を差支無き限り本名に改めてゐる。其外の點に於ても初版と二三相違してゐる。又一八三六年にはチャアチストの隨將 James Brontère O'Brien が英譯を倫敦に出版してゐる。獨逸譯は 1909. Babeuf und die Verschwörung für die Gleichheit の標題で Wilhelm und Anna Blos に依て出版せられた。兩譯とも原文の欠落があり、殊に後者に多し。又獨逸譯には明かに誤譯と思はれる個所があり、又原書の體裁を著しく變じてゐる。

(4) Marx-Engels, Das Kommunistische Manifest. S. 53.

(5) Deville, Gracchus Babeuf und die Verschwörung des des Gleichem. Deutsch v. Ed. Bernstein.

(6) A. Ranc, Gracchus Babeuf et la conjuration des Égaux. 1869. Préface. p. III-IV.

二 一七九三年の憲法

バブウフ並に所謂平等者謀叛の目的は共產主義の實現に在る。併し彼等は此共產主義が暴力的革命に依つて、今日より明朝に、一舉に實現出来るものとは決して考へて居なかつた。然らば如何に

して共產主義は實現せらるゝか。彼等は是に到る階梯として先づ一七九三年の憲法の復活を要求した。即ち平等者謀叛の窮極の目標は共產主義であり、而して其直次の目的は一七九三年の憲法であつた。然らばこの一七九三年の憲法とは何か。

一七九三年五月三十一日並に六月二日の兩度のクーデターに依て、ジロンド黨の勢力を覆滅し、是に代つて國民公會の支配者となつた山岳黨は、共和國の存立を脅威する内憂外患逼迫し、到底妥如として憲法制定の事業に就くを許さず、先づ前者を掃蕩するの急務を感知せるに拘らず、一は自黨の經綸の根幹を披瀝して逸早く國民の信頼を博する必要と他は失墜したジロンド黨の擡頭を抑制するの必要から、執權後直ちに新憲法の制定に著手した。先づコンドルセを主班とする舊憲法委員會を解散して、之に代るに *Herauld de Sechelles* を委員長とする新憲法制定委員會を任命して新憲法の起草せしめた。新憲法案は數日ならずして右委員會に依て起草せられ、六月二十四日を以て國民公會に批准せられた。一七九三年の憲法として知らるるもの即ち是である。

一七九三年の憲法は、一七九一年の憲法が君主政治的原理を其根本精神とせるに反して、最も完全なる各個人の平等を保障せる民主的、共和的憲法であつた。

此憲法の冒頭を飾る人權宣言は其根本に於て、ロベスピエールが國民公會に提出せし人權宣言草案の精神を汲めるものである。其第一條に曰く『社會の目的は共同の福祉である。政府は各個人に其自然且つ時効に依て消滅せざる権利の享得を保證するため組織せられたものである』と。此一項は頗るバブーフを喜ばしめたものである。第三條は各個人の平等を規定して曰く『總ての人間は性來

法律の前に平等である』と。自由を規定せる第六條はロベスピエールの提案せる宣言書に於ける自由の定義を殆んど其儘踏襲せるものである。曰く『自由とは他人の権利を侵害せざる總ての事を爲す人に屬する權力である。それは自然を其根源とし、正義を其原則とし且つ法律を其楯とするものである。その道徳的境界は『汝の好まざる所を他人に施す勿れ』といふ格言に依て決定せらるる』と。更に同二十五條は國民の主權を確定し、『主權は國民に在り。それは唯一不可分の、時効に依て消滅する事無き、不可讓的のものである』と明記して主權の所在を明示してゐる。

ロオレンツ・フォン・シュタインは此憲法を評して次の如く謂つてゐる『此憲法は國家權力に對する大衆の支配の最初の法律的形態として特殊の注目に價する。何となればそれは共和政治及び民主主義の真正の内容を指示するものであるからである。……一七九三年の憲法は歐羅巴史上に於いて、矛盾無き様熟考された最初の純粹民主的憲法だからである。……一七九三年の新憲法の根本思想は最も完全なる個人の平等であつた。選舉權、國民代表、立法等の國法は此原理に據て規定せられた』と。

ジャン・ジョオレス同じく此憲法を評して『一七九三年の憲法は民主主義の壯大なる一例證であつた。それは眞に國民の主權であつた。それは國民的權力並に國民的統御の堅牢なる組織であつた。世界は未だ曾て此一七九三年の雄大なる法式を充分満たすが如き民主主義の實現を見た事は無い』と謂つてゐる。

此憲法が本質的に如何に進歩的のもの、民主的のものであるかは、是等の證言に依て既に明白で

あらう。併しこれを以て、更に進んで此憲法が徹頭徹尾、民主的、社會主義的にして、何等間然する所無きものであると斷ずるならば、それは明かに早計であらう。此憲法は未だ充分に保守主義を蟬脱せるものでは無かつた。即ち尙、重大なる過誤をもつてゐた。何ぞや。財産に關する規定是である。此憲法は其人権宣言の第二條に於て、財産をば、平等、自由、保障と相並で人間の自然的の、時効に依て消滅せざる權利と看做し更に同じく第十六條は財産權に就て次の如く規定してゐる。『財産權とは各市民に屬し、其貨財、所得、及び彼の勞力及び勤勉の果實を任意に享得し、且つ處分するの權利である。』即ち私有財産權を明確に是認してゐる。これは曩に山嶽黨が自ら斷乎として否認したジロンド派の人権宣言の微温的規定を踏襲せるものである。と稱せられても一言辯疏の餘地無きものである。前述の極端に民主的、進歩的諸規定に比すれば此財産に關する規定は餘りにも懸絶せるものである。重大なる立法上の矛盾は茲に潜む。後年平等者が一七九三年憲法に對し最も慍らざるは此點である。尙これに關しては後段に於て改めて述べる。併し此事實は此憲法が根本に於て民主的憲法なる事を決して妨ぐるものではない。

一七九三年の憲法は前述せしが如く、内外騷擾の渦中に日夜必死的努力の結果、僅か數日にして成り且つ空前の民主的憲法として其運用に多大の期待が懸けられてゐたに拘らず、一度の實施をも見る事無く可惜一片の死文として終つてしまつた。何故に實施せられなかつたか。蓋し錯綜混沌たる當時の状態は唯、山岳黨の峻嚴なる獨裁を俟つの外の、收拾打開の途なく、此際若し一七九三年の憲法の如き民主的憲法に依て是に臨まざれば、結局の解決どころか却て一層これを波瀾紛々の深に陥れる虞ありと認められたからである。

(1) Wilhelm Blos, Die französische Revolution. 1890 S. 251.

(2) Jaurès, Histoire socialiste. Tome VIII. 1924. p. 139.

(3) Buonarroti, Conspiration pour l'égalité dite de Babeuf. 1828. Tome II. p. 66-67, 70. Blos a. a. O., S. 625.

(4) Lorenz von Stein, Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich. Bd. I. S. 285, 287-288.

(5) Jaurès, ib., p. 141.

(6) Jaurès, ib., p. 140.

(7) Blos, a. a. O., S. 252.

三 反動——芽月十二日及牧羊一日の暴動

山嶽黨の覇權一歲に充たざるに早くも黨内部の訌争は其類勢を急せた。一七九四年三月同黨の領袖、エエベエル、ダントン、デムウラン等何れも同志ロベスピエールと相容れず、相次いで彼が恐嚇政略の粗上に葬られ、同四月ロベスピエールの單獨覇業成り、彼の流血的政策は正に其高頂に達した。併し彼の覇業も亦誠に須臾のものであつた。

テルミドオル九日(一七九四年七月二十七日)——それは一七九三年の憲法の眞精神を實現するため恐嚇政略を肆にした最初の眞の民主主義者ロベスピエールのがわが流した血のため斷頭臺に燈れた日であつた。彼の斷頭政略が聽ては己の身上に及ばん事を懼れた彼の同志は突如、國民公會の名に於て彼を逮捕し即刻彼を處刑してしまつたのである。嘗て彼を援けてジロンド黨を倒し、恐嚇政略

の現出を助成した同じ國民公會が今やロベスピエールを葬り、それと共に恐嚇政治と分袂して、新に總裁政府を確立したのである。

ロベスピエール殞るゝや、恐嚇政略は事實上終局を告げ、山岳黨の制覇は名實共に地に墜ちた。反動の巨波は澎湃として襲來した。人々は既に打續く流血の慘劇に困憊し、日夜平靜を祈願してゐたからである。追放せられしジロンド黨は國民公會に招還せられ、フォオブルの賤民は、武装を解かれ將又王黨すら擡頭する事を許された。

ジャコバン黨は再び金箔附青年に迫害せられ、久しく過激派の巢窟ジャコバン俱樂部は遂に閉鎖の運命に逢つた。革命的法律は一七九四年八月を以て悉皆、廢止せられ、一七九三年の憲法も亦永遠に葬去られてしまつた。而して此有産階級の反動の跳梁は日を逐ふて露骨となつた。

テルミドオル九日以来國民公會を根城とする反動派は日夜殆んど其勢力を黨争と民主主義の迫害に傾注して、誰一人として、日々増大し行く經濟的國難の收拾と國民的窮乏の救済に配慮せしものは無く、孰れも彼等の憎惡する恐嚇時代の諸施設の可及的急速なる芟除を以て能事終れりとした。然るに恐嚇時代の諸革命的法律の急速なる撤廢は彼等の豫期を裏切り、却て經濟的紛糾を増大し、剩へ國民一般の窮乏を加重した。收穫は慥に豐潤であつたが、土地は屢、内亂のために荒廢せられた。外國との通商は殆ど全く杜絶し、産業は極度に疲弊してしまつた。斯かる窮境を救済するには、何等か非常手段を必要とせしに拘らず、テルミドオル派には斯かる緊急の時機には最も危険千萬の自由競争以上の各案と持合せては居なかつた。最高價格法、徵發令、食糧課税法等の革命的法律

は撤廢せられ、アッシニヤ紙幣は慘落して、物價は狂騰し、金屬貨幣を有せざる勞働階級は豐饒なる收穫を眼前に見ながら飢餓に頻するの奇現象を呈した。就中、巴里に於ける勞働階級の窮迫は最も深酷を極めた。飢餓は遂に彼等を驅つて屢、暴動を起さしめた。

フォオルブウル賤民の反抗的態度に秘かに希望を寄せたものがあつた。それは失意のジャコバン黨と山岳黨とであつた。彼等は勞働階級の運動を利用して、テルミドオル派を屈伏して再び政權に就かんと欲した。極度の窮乏に自暴的となれる勞働階級はジャコバン黨及山岳黨の教唆に逢ふや、忽ちそれに應じた。

革命三年芽月十二日(一七九五年四月一日)及同枚月一日(一七九五年五月二十日)、巴里の勞働者は『一七九三年の憲法とパン』なる標語を呼號し乍ら大舉して會議中の國民公會に殺到して、公會に請願書を呈出した。此等兩度の運動に於ては、勞働者が常に先鋒となり、一見彼等の自發的騷起の如くであるが、事實、ジャコバン黨及山岳黨の計畫的運動であり、勞働者は單に彼等の走狗たるに過ぎなかつたのである。是等兩度の暴動の真正の目的は一七九三年の憲法の恢復並に實行であつた。

兩度の運動挫折後、其重なる指導者達は或は殺害せられ、或は逃亡したが、其多くは投獄せられた。巴里殊に Plessis Quatre-Nations の獄舎は是等革命家を以て充滿してゐた。殊に後年バブウフ謀叛の領袖達が始めて相會したのも實に斯かる場所であつた。Debon, (Laurien de Doimel,) Bertrand, Fontenelle, Filion, (Hannac) Simon Duplay, Bodson, Claude Figuet, Massart, Bouin, Moroy, Chintrard, Goulard, Revol, (La Filme), (Golscain), (Rivagre), Julien des Armes, Delance, Tenaille,

Pabouf, Germain, Buonarroti 等は革命三年花月以來、Plessis の牢獄に繋がれてゐた。併し乍ら牢獄は却て彼等をして相接近し、相互に面識するの機會を與へた。ブオナロッチが言つてゐる様には等の牢獄は實に大なる革命的醗酵の坩堝であつたのである。

加之、此牢獄生活は後年の所謂バブウフ謀叛に尠からざる關係を有する。何故であるか。從來、過激思想を抱懐する多數の革命家は囂々たる革命の喧騒、不斷の奔走馳驅に煩はされて自己の體系を整理する邊が無かつた。然るに一度繋獄せらるゝや、靜寂なる獄中生活は、彼等に省察沈思の機會を與へ、隔離されざる同囚相互の思想交遊は自己の思想を斧鉞し清算し以て夫々自己の眞に欲求する標識を認識する恰當の機會となつた。茲に從來、革命家、自由の友、愛國者等の名の下に漫然包括せられた過激思想家の分野が漸く判明するに到つた。即ち眞の平等の實現を欲求するバブウフ主義者と單なる政治的平等の欲求に踏止まれる所謂民主的共和主義者との歸趨が漸く明かとなるに到つた。此事實が殊にバブウフの説得示教に俟つ事大なるは勿論である。要するに何れも牢獄生活の賜物である。バブウフ謀叛の萌芽は既に茲に胚胎したのであつた。

(1) Stein, a. a. O., S. 301.

(2) Stein, a. a. O., S. 365.

(3) Buonarroti, ib., I. p. 54. Bios, a. a. O., S. 357-358.

(4) 折弧のあるものは匿名。ブオナロッチは一八二八年『陰謀史』公刊の當時、尙存命中の同志の迷惑を慮つて本名を明にせず、其匿名を用ひたが、G. Charavay, *Jeune* が一八五〇年巴里に復刻した同書の新版は更に匿名数を減じてゐるが、併し未だ全部本名に改めてはゐない。

(5) Buonarroti, ib., T. I. p. 52-53. Nouvelle éd. p. 30-31.

(6) Stein, a. a. O. 322-323 参照。

四 革命第三年の憲法

一七九三年の憲法に代つて、憲法制定委員會は革命三年收穫月五日、新憲法草案を國民公會に提出した。此草案は投獄せられてゐる平等者の深長なる思索の對象であつた。彼等は此草案の各部分を隈なく檢覈吟味した結果次の如き結論に達した。謂へらく、此憲法草案の各章に滲徹せる精神は畢竟富裕と貧困とを永存するに在ると。彼等は獄中より委員會に對し度々此草案に對する抗議書を送附した⁽¹⁾。

委員會の提出した此憲法草案は、二三の個所を芟除修正して、一七九五年九月二十二日を以て批准せられ、爾來革命八年霧月十八日に到る迄佛蘭西國民の基礎法となつた。革命第三年の憲法として知らるゝもの即ち是である。

此憲法は二重若くは間接選舉法を規定する。即ち第一選舉人は第二選舉人を選ぶ。第二選舉人は國民代表者を選出するのである。然るに新憲法は第二選舉人の資格制限に一定財産と納税とを置いて國民の發言權に掣肘を加へる。かくて國民主權は唯、名のみとなつてしまつた。

新憲法は立法部として元老院及五百人會の二院制度を置く。元老院は約二百五十名より成り毎年其三分一を改選す。議員は四十歳以上たるを要す。五百人會議員は年齢三十歳以上たる事を要し、

毎年共三分の一を改選す。而して行政部は五名の總裁より成る總裁政府是を司る。

此憲法は一七九三年の憲法に比すれば其立法の精神に於て到底同日の談ではなかつた。後者の精神は悉く無残に蹂躪せられてしまつた。共和的憲法とは名のみで其實、民主的性質は何處にも求める事が出来なかつた。シュタインは言つて居る、革命三年の憲法は二院制を有する、王政無き一七九二年の憲法であるとの。誠に至言である。

國民公會は新憲法の精神を永遠に確保する第一着歩として、立法部(元老院及五百人會)の三分の一のみを年々改選し殘餘の三分の二を國民公會の議員を以て充當するの法令を發布した。此方策は一面國民をして永久に奴隷たらしめると共に他而國民公會議員に阿諛するものであつた。又此方策は秘かに此新憲法に依て王政の復古を期してゐた王黨の瞞志を買ふ事頗る大なるものがあつた。蓋し此方策のため王政復古の可能性は悉く消滅するからである。彼等は遂に武力を以て一揆を起すに決した。

革命第四年橋月十三日の反亂(一七九五年十月四日)は斯かる原因より起つたものである。此日、民主主義者及平等者は一つは祖國愛と他は手近の鬭争より自己に有利なる状態を導き出さんとの魂膽より政府軍に加擔して王黨の一揆を鎮定した。王黨の暴動猖獗を極め、彼等の援助無くば國民公會議員の大部分は撃滅せられたであらう。蓋し彼等の功績や大なりと言ふべきである。

國民公會は豫定の如く兩院の三分の二を共議員より選び、Barras, Rewbell, Lareveillère-Lépeaux, Leclercq 及 Carnot の五名を總裁政府の總裁に任命して、一七九五年十月二十五日自ら解散してしまつた。

(1) Buonarroti, ib., T. I. p. 56, 60. Nouvelle éd. p. 32, 33.

(2) Blos, a. a. O., S. 384.

(3) Stein, a. a. O., 369.

(4) Buonarroti, T. I. p. 64.

(5) Blos, a. a. O., S. 391. 尙佛蘭西大革命の史實に關しては、Aulard, Mathiez Kropotkin, Lorenz Stein, Sybel, 箕作元八氏、占部百太郎氏の諸著を参考したが一々引用個所を記さなかつた。

五 パンテオン俱樂部

橋月十三日の武装的叛亂より霧月四日の特赦に至る迄の間に、當時尙、繫獄せられてゐた愛國者は悉く釋放された。併し此釋放は決して國民的利益の勝利に由るものでは無く寧ろ反動政府の卑怯なる政策に出たものであつた。在監中徐ろに社會的不幸の深奥を探究した彼等の出獄は慥かに、今、彼等を放免した反動政府の脅威であつた。

併し乍ら出獄した是等愛國者の群にも截然二個の潮流の存する事が漸次明白となるに到つた。即ち一方に於ては熟考反省に依らず、寧ろ感情に支配せられて行動する大部分の愛國者即ち之で、彼等は橋月叛亂の勝利を誇り、Barras 及 Carnot が總裁政府に任官せし事を以て革命の慶賀すべき事件と看做し、且つ久しき間の自己の不遇をば、秘かに官途と政府の殊遇とに對する一脈の期待に依りて自ら慰めるのであつた。彼等は又新憲法の改革は宜しく將來に俟つ可きであるが、先づ巧妙に官

途に割込む事に依て、其準備に着手せん事を考へたのであつた。要するに彼等は、從來抗争の目標として來た問題を忘却し民権の強壓的粉砕を冷淡なる目で眺め、祖國の救済を自分自身の擔へる不幸の輕減に在ると考へた。正義の原理を屢、自分自身の安逸に隸屬せしめんとする此一派を稱して『二七八九年の愛國者』と言ふ。

是に對して平等者と稱する一部の愛國者があつた。彼等は出獄後先づ大多數の革命家の思想の中に潜に侵入して、民主的教義を永久的忘却を以て脅してゐる墮落敗徳を目撃して深く傷心した。彼等は又新政府の安定と共和黨勢力の漸増的冷却とに依て、反動的原理が強化せん事を憂慮し直に警鐘を亂打して、國民をして其權利を恢復せしむる事を以て真正の平等の友の義務であると思惟した。堅忍不撓、他く迄民主主義を擁護した此一派の愛國者を稱して『平等者』と言はれた。

吾人は愛國者の名の下に包括せらるゝ共和主義者の間にも所謂『一七八九年の愛國者』と稱する似而非平等者の一派と眞實の平等者の一派とが存在する事を述べた。併し茲に注意すべきは、領袖は姑く措き全體として是等兩派の分野は尙、當初に於いては未だ決して明白ではなかつたといふ事である。兩派の歸趨を定め其分野を截然明白ならしめたものは鬭争の進展であり、行動の理論であつた。此點に關してバブツフ自ら自己の占むる地位と單に排僧職的な所謂ブルジョワ的共和主義者との關係を明瞭に表示してゐる。即ち“Tribun du Peuple”第三十五號の中で次の如く彼は述べてゐる。即ち曰く、

『余の筆端は未だ會て、單に共和主義的のものでは無かつた。それは民主的、平民的のものであつたし又今後も民主的平民的たらざる事は無いであらう。だからそれは全く違つたものである。……民主主義者、平民階級を分別してはならぬが併し單純なる共和主義に就いて言へば、即ち彼等は確に純血統の生では無い。彼等は退化種族である』と、更に同誌同號に於て“Journal des Hommes libres”の主幹 Charles Duval に寄せた一文の中で次の如く謂つてゐる、

『貴兄は貴兄の周圍に、陳腐で且つ極めて漠然たる名稱の共和主義者許りを糾合せられてゐるやうである。夫故貴下は唯、或る何等かの共和國を説かれてゐるに過ぎない。然るに吾々は疑も無く、より積極的意義を表示する所の稱呼たる民主主義者、平民階級の全部を糾合せんとするものである。吾等の教義は純粹民主主義であり、何等の缺點も、何等の留保も無い平等である』と。

出獄後、愛國者特に平等者は自由の運命に不安を抱いて、反動の増長を防遏せんがため、會合して協議せん事を求めた。これがため彼等は或はカフェエに、或は庭園に或は廣場に屢々會合した。これ平等者の集會の嚆矢である。併し乍ら政府の監視嚴酷周到を極めたので、事態に關する一般討議に依て、共同の目的を促進すべき何等敏速且決定的結果を齎らす事は出来なかつた。

これがため第四年霧月の初、バブツフ、ブオナロッチ(Laurien de Doimel)、Fontenelle等が主謀者となり、個々散在せる革命家を糾合し、相互共同提携して共同目的に邁進する方法として是を統率すべき中央指導部を設定せんと試みた。この試圖のため行はれた集會では、多數の提案が提出された。或者は總ての眞實なる愛國者を結合して一種のフレイメゾンの秘密結社を組織して其結社首領の指揮を受くべきであると提議し、又或者は各員個別的に署名せる證書に依て姑く叛亂委員會

を組織すべしと主張した。斯くの如くして是等の會員に於ては何等見解の一致を見ず又良果を收むるに必要な信頼が尙缺如してゐたために、議紛糾して遂に歸する所無く斯くて此試圖は挫折の憂を見た。

併し乍ら彼等は此の愛國者を結合し且つ暴政の顛覆を目的とする二重の計畫をば決して斷念はしなかつた。それは總ての眞實なる共和主義者に取つて緊急の要求であつた。夫故彼等は其後間もなく新しき國民的結社を形成する目的で、其第一回の會議を Bouin 氏宅に於て開催した。茲に會するもの就中、Darthe, Gernain、ブオナローチ、Massart, Fontenelle, Philip, (Laujen de Doimeil) Bertrand, (Tismiot) (Chinfrard), Chapelle, (Lussorion), Lacombe, (Reuf) Coulange, Bouin, Bodson 等であつた。

此集會は極めて感激的のものであつた。相繼ぐ不運のために、殆んど死滅に頻してゐた希望が再び彼等の胸底に甦つて來た。彼等は相提携して平等の勝利を誓つた。此會合の議題に上つたものは、結社の組織方法如何の問題であつた。即ち單一結社を組織すべきか、若くは巴里各區に多數の結社を組織すべきか、その何れが得策であるかと言ふ問題であつた。此問題のため長時間に亘り各種の意見が戦はされたが、議論徒に紛糾して纏らず、遂に決議を後日の會合に譲る事として散會した。前回より持越の決議を行ふべき會場として擇ばれたのは Saint-Geneviève の舊僧院庭内の小庵であつた。斯かる場所を選定したのは警察の嚴重なる監視を避けるためであつた事は言ふ迄も無い。

場首議議の結果、彼等は右の大體左の如き結論に到達した。即ち先づ多數愛國者の思想を淨化、匡正

し、國民の尊敬を彼等に取戻すと共に、國民の権利及勢力を國民の手に恢復しなければならぬ。併し乍ら先づ現政府を攻撃し之を撤廢するに足る實力を備ふるに至る迄、姑く、現憲法及政府の庇護の下に雌伏しなければならぬ。而して斯る意向の下に單一、中心の結社を建設すると言ふに決定した。蓋し、官憲の眼を容易に避けると言ふ點からすれば、多數の結社に分れる事は慥に有利であるが、其反面には、多數の結社が策動の本源的計畫より遠ざかり、動もすれば、奸策家の離間中傷に陥り反共和主義者の傀儡となると言ふ不利益が存在するからである。かくして多數結社の分布配置を可とする提議は抛棄せられてしまつた。而して、彼等は此新結社の會員としては、非難の無い人物のみを糾合し、是等の人々に對しては此結社建設者の採つた様な周到慎重の態度を親しく鼓舞すべきであると考えた。

斯くて新結社の樹立を見た。これこそ實にパンテオン俱樂部であつた。

パンテオン俱樂部の會合所に當てられたのは St. Geneviève 僧院の舊食堂である廣間であつた。これは當僧院の一部を間借りしてゐた愛國者 Cadinaux が快く彼等の使用に提供したものであつた。併し、此廣間が何等か他種の會合に充てられてゐる場合には、會合は同寺院の廣い地下室で行はれた。蒼白く搖ぐ燈光、人語の異様な反響、立てる者、地に坐せる者、その同志の重苦しい氣分、總て是等のものは事件の重大と危険を思はしめ、それに要する勇氣と慎重とを物語るものであつた。此結社がパンテオンと呼ばれるのは、此會合所がパンテオン寺院に程遠からざるがためであつた。俱樂部は先づ其組織問題に着手した。併し、俱樂部員大多數が餘りに大事を取れるのと、其弱腰の

ため此組織の進捗は著しく阻害せられた。彼等は從來の諸結社と何等かの類似點を有つ事を恐れたので、新憲法の會合權に對する障害を避ける事が出来た。即ち規約を持ち、會長、書記、議事録、新會員採用形式を設ける事は彼等の觀る所に依れば著しくジャコバン俱樂部に接近する事となり、政府迫害の的となるのである。従て協議の結果結局、名簿も、議事録も設けず、採用形式も會員二名の紹介あれば好いと言ふ事に一決した。會長も書記も存在せざるため、實際に於いては Orateur, Vice-Orateur が夫々是等の役割を勤めた。又俱樂部の維持に必須の經費は會員の任意的寄附に俟つこととした。

バンテオン俱樂部は久しからずして二千名以上の會員を算するに到つた。併し乍ら到底平等者に算入する事の出来ない人々を除名する事は當時の狀勢並に俱樂部の寛大なる規約の手前到来出来ない相談であり、又さうする事は得策でも無かつた。従つて、俱樂部の精神を毀損し、危険なる紛争を惹起する惧ある疑はしき人々、幾多の過誤を犯せし多數の愛國者、殊に民主主義の革新をば自己官途就任に求める人々の入會を阻止する事は出来なかつた。

俱樂部の内部は斯の如く玉石混淆の狀態であつた。平等者は國民を啓蒙し、平等の教義を飽くまで固守せんとするに反し、所謂「一七八九年の愛國者」は、政府に對し自己本位の勢力を扶植するに汲々乎とした。又俱樂部をして、自己の好む市民に對する地位を斡旋せしめた。これに對し平等者は自由の敵が國民を誤らしめた誤れる輿論及誤謬の悲惨なる姿を市民の眼前に示し又平等の勝利を以て市民の希望に適しき對象として示し且つ多數の人々の殆んど瀕死の勇氣を喚起し、總ゆる事制を克服すべき神聖なる感激を惹起すべき方策を講じた。實に此兩派の勢力消長は俱樂部の前途に横る暗翳であつた。

俱樂部は先づ國民との接近を圖つた。此目的のため委員會を組織して國民接近の最も敏速且つ容易なる方策を講ぜしめた。委員會は "La vérité au peuple par les patriotes de 1789" なる小冊子を發行して國民問題に對する輿論を喚起した。本書では直接爲政者に對する論難攻撃は差控へた。これは政府の報復を招く事を得策でないと考へたからである。俱樂部の方策は慥に圖に當つた。本書の第一の影響として、俱樂部は新しい希望と平等の眞理に歸依した多數の人々を得ることが出来た。由來俱樂部設立の目的は、先づ國民に對して敏速なる救助を與へて、これに依て國民の信頼を獲得し、後日、國民權恢復のため國民の支持を受けるに在つた。斯る意味から同委員會は、久しく反革命政府のため葬り去られてゐた二個の法律實施の請願書を提出した。其一は數億の國財をば祖國擁護者に分配することを約した法律、其二は革命第二年、乞食絶滅の趣旨を以て發布された法律是である。

俱樂部の急速なる成長に伴ふて、其活動は又目覺しいものであつた。革命第三年の反動政府に差向けられた情熱の尖端を遮るものは何物もなかつた。各派の新聞雜誌の繙讀に日々誘發される發瀾なる論争、愛國者に數億の國財を配給すべきを約せし法律並に、貧困者に名譽の給與を支給すべきを規定せし法律の實施及要求の提議を繞る激越なる論戰、是等のものが、沈頹せし民主主義的努力を覺搖し、政府をして、國民的原則の最も献身的且つ能辯なる擁護者の何人なるかを知らしめた。自己

の目的達成の必要豫備策として姑く賢明なる假面を被るの得策なる事は當初俱樂部員の間に認められた事であつたが、何時しか大膽なる演説は俱樂部員の口唇に上り、且つ屢々俱樂部の壇上に勃發した。或は熱情の結果として或は此有益なる俱樂部破壊の魂膽として。加之又献身的に國民を鼓舞するに際しても、彼等國民の權利と義務とに言及しないと云ふ譯には行かない。議論には相當の餘地を與へねばならず、他方、政府をして餘りに早く警戒の口實を與へざる様に周到の態度を採らねばならず、是がため俱樂部の講演者達は全く苦境に陥つたのである⁽¹⁾。

併し當初よりバンテオン俱樂部を民主主義再興の根據地と考へ居た眞の平等者は、常に國民の勢力を恢復するに腐心したが又同時に輕舉を戒めて、輿論の一般的淨化に依り一氣に、抑壓者を紛碎し得るに到る迄、姑く現政府の權力を寛恕するを得策と考へた。従て彼等は、姑く現行政府に向て直接指彈の手を向ける事を避け、専ら人類及國民の權利に言及の範圍を制限せんと欲した。バンテオン俱樂部は是等の眞の平等者の諫請に依て、俱樂部内部に於いて現總裁政府の閣員を峻烈に糾弾し、甚しきは公然謀反を揚言する人々の輕舉妄動を斷乎として排撃した。斯かる理由から俱樂部は被追放山嶽黨員の加入を拒絶した。此派に屬する Drouot 獨り入會を許された⁽²⁾。

バンテオン俱樂部の仕事は次の如く分れてゐる。

(一) 新聞雜誌の購讀、

(二) 會員通信の照會、

(三) 不幸な愛國者に對する義捐、

(四) 貴族政治のために投獄せられし人々の釋放運動、

後に到つて、政府の立法、方針等に關する論議、政府に提出すべき提案、建白等に關する議論を行つた。是等の論議は眞正の平等者と俱樂部を政權獲得の踏臺とせる似而非平等者との分野を漸次判然たらしむるに與つて力があつた。

俱樂部内部で生じた諸事件中殊に其業績に歸すべきものが二つある。

一つは國家の守護者に數億の國財を分配すべき事を約せし法律即行の提案を決議せし事、其二は不幸なる愛國者に對して反革命者の所有物を配給すべきを規定せる法律即行の提案を可決せし事であつた。俱樂部は此兩提案を一氣呵成に可決したが政府使者の威嚇に會つたため其發送は遂に無期延期の破目に陥つてしまつた⁽³⁾。

俱樂部は又アッシニヤ紙幣、出版自由、及び陪審裁判構成の諸問題に監視を怠らなかつた。

アッシニヤ不換紙幣の價值が激落するため、勞銀は、僅に朝より夕方迄の間に倍加する生活費と平衡を保つ事が出来ない。勞働に衣食せる總ての人々は、生活すべき資無く家財襤褸を賣盡し、貧困と飢餓に憔悴してしまつた。バンテオン俱樂部は政府に建白して此慘狀に對する立法部の注意を喚起する所あつた。

立法部の議員は民主主義者の跋扈を抑へるため出版自由を制限したが、俱樂部は又建白書を提出して、其迷妄を排撃するに力めた。

新法律に依り、規定税額を納入せざる者は陪審員名簿に記入せらるゝ權利を剝奪されてしまつた。

これがため貧困者は裁判上の保障を喪つてしまつた。即ち貧困者には裁判上の峻厳を加へられ、特權者には寛大であるといふ不都合が生じた。俱樂部は逸早く蹶起して、國民と冷淡なる立法部に對して、此極惡非道の權利侵害を暴露した⁽¹⁷⁾。

バンテオン俱樂部の活動は是に止まらなかつた。俱樂部は利用すべく殘された總ゆる手段を利用せんとした。嚴重なる政府監視裡に平等宣傳の窮餘の方法として俱樂部が着目したものは宗教の被覆に隠れる事であつた。蓋し會議の公開は絶対に必須のものであり、然るに、他方警戒の目は峻嚴を極め會合に對する警察の命令に違反する事は出来なかつたからである。

彼等謂らく平等の政治的原理は自然法の必然的結果である。從て此原理を攝理として、即ち自然宗教の對象として考へる事は合理的であり、且つ容易である。上帝を平等の創造主立法者守護と看做す所の信仰を確立すれば是に依て、基督教をば唯、其道德性の故に尊重し、無神論を嫌惡し、迷信を排撃する人々の心を捉へ得るといふ異常の利益が存する。此方法こそは多數の國民集會に向て發言する唯一の合法的手段であると。

そこで彼等は自ら自然神教者の名目で公開の寺院に現れて其唯一の宗教たる自然の道德を説教すべく決議した。併し大衆を此宗教に慣らすには現行の加徒力教會の宗禮を廢して、自の宗禮に代ふるを便宜と認めた。然るに當時政府自ら加徒力的禮拜に代ふるに十日祭を以てせんとして居た時であつたので、彼等は直に十日祭の禮拜を舉行するに決し、この目的のため、現政府に廣大なる寺院を要求した。然るに、政府は逸早く彼等の眞意を看破して、目下調査中であるとの口實を設けて、

彼等の要求を拒絶した。そこで俱樂部は自ら宗教的被覆を着て、總ての宗派に對して法律が附與した信仰の公開性と寺院とを利用せんと決心した。此問題に關し俱樂部内部に相當の波瀾はあつたが結局、俱樂部は、自然法の説教に依て、公然、神の禮拜を行ふため十日祭を利用するに一決し、禮拜場を借用し、新宗教の規則と教理問題作成のため委員會を任命した⁽¹⁸⁾。

バンテオン俱樂部の活動は平等の敵味方の注目を喚起した。俱樂部の見解は愛國的新聞に依て再び反覆論述せられ、或は又反動的著書に依て歪曲せられ、或は惡罵嘲笑を浴びた。併し俱樂部の勞苦は決して無駄では無かつた。打續く革命的騷擾のため無關心に陥つてゐた國民も漸く蹶起して、各地方に多數の結社を組織して秘かに主都巴里の結社と連絡を取つた⁽¹⁹⁾。

當時バブフは其主宰する雑誌 "Tribun du Peuple" に於いて、大膽にも共和國支配者、並に有産階級の罪惡及醜行を剔抉指彈すると共に又一七九三年憲法の善良且正當なることを力説し、個人的財産を以て總ゆる社會の災禍の根本源泉であると説いた。彼の筆端は遂に政府の逆鱗に觸れ、政府は遂に革命四年霜月十五日彼の逮捕を命じたが同志 Darthe 及 Didier の取計ひで一古僧院に遁れて、纔に危難を免かれる事が出来た⁽²⁰⁾。

革命四年風月初、バブフ迫害の手は遂に彼の妻子に迄展びた。彼の妻は其夫の著書を頒布せしと言ふ廉で逮捕せられた。併し、政府の底意は唯、バブフが潜伏してゐないか怎うかを確めるに在つた。この殘虐なる政府の處置を耳にするやバンテオン俱樂部は憤然蹶起して、彼女の釋放請願書を提出し、尙、入獄中の彼女に對して義捐金を送つた⁽²¹⁾。

バンテオン俱樂部創設の當時に於いては、總裁政府は、革命四年橋月十三日王黨の武裝的謀叛の鎮定に際し多數愛國者の援助を得たといふ理由に依て、同俱樂部に對し寧ろ消極的好意を示してゐた。然るに俱樂部の長足の成長や其華々しい活動を目撃し、漸次其正體を突止めるに到るや、政府は遂に焦慮と不安を感ずるに到つた。而るに今や俱樂部の勢力牢乎として、宛然一敵國の觀を備ふるに到るや、政府の不安、動搖は變じて、瞋恚となり恐怖となつた。爾來政府は密偵を派して、俱樂部講演者の見解及動靜を内偵するに腐心したが、彼等の公正なる舉措は何等迫害の口實を藉さなかつた。それにも拘らず總裁政府は同俱樂部解散の口實を探求するに忙しかつた⁽⁹⁾。

革命四年風月の初頃、バンテオン俱樂部は殆んど清黨の實を舉げ、漫然たる低迷彷徨の状態より覺醒して、一般に平等の勝利てふ確固たる目標に向て一路邁進する事となつた。これがため、徒に熱情の煽揚を止めて、寧ろ目的を蹉跌せしむる虞ある事前の輕舉妄動を固く戒めた。清黨の結果、俱樂部に潜入せし政府の密偵は孰れも痛罵嘲笑を浴びて、撮出せられてしまつた⁽¹⁰⁾。俱樂部は安定を回復した様に思はれたが、事實既に、俱樂部の滅亡は眼前に迫つてゐた。

政府が求めてゐた口實は遂に *Déjà* に依て與へられた。ダルテはバンテオン俱樂部の意向を探る目的を以て、バブツフが各總裁、國民公會議員、第三年の憲法並に專制的法律を縱横に論難した彼の機關誌 *Tribun du Peuple* の一節を同俱樂部に於て朗讀した。果然此ダルテの朗讀は非常なる喝采を以て歓迎せられた。併し乍ら此事あつて數日後、第四年風月九日總裁政府は時來れりと會心の笑を洩して即刻バンテオン俱樂部の閉鎖を嚴命した。而してナポレオン自ら此命令の實行に當つた。

當時ナポレオンは國內軍隊の總指揮官であつた。これより曩彼は、多數密使の援助を得てバンテオン俱樂部の秘密の見解を看破してゐたので、政府に對して其危険を告知し、既に俱樂部閉鎖に對して政府の諒解を得てゐるのであつた。俱樂部解散令の張本人は實にナポレオン其人であつたのである⁽¹¹⁾。

- (1) フランス大革命當時、共和政治の斷乎たる信奉者を總稱して愛國者と呼ばれたのである。
- (2) Buonarroti, *ib.*, p. 67-69. *Nouvelle éd.* p. 38-39.
- (3) Maurice Donnange, *Babeuf et la conjuration des Égaux*. (*Histoire des doctrines socialistes*). 1922. p. 28
- (4) Donnange, *ib.*, p. 28.
- (5) 括弧は匿名。
- (6) 括弧は匿名。
- (7) Buonarroti, *ib.*, I. p. 69-74. *Nouvelle éd.* p. 39-43.
- (8) Buonarroti, *ib.*, I. p. 76-77. *Nouvelle éd.* p. 44-45.
- (9) Buonarroti, *ib.*, I. p. 77-79. *Nouvelle éd.* p. 45-46.
- (10) Buonarroti, *ib.*, I. p. 80-81. *Nouvelle éd.* p. 46-47.
- (11) Buonarroti, *ib.*, I. p. 96-97. *Nouvelle éd.* p. 56-57.
- (12) Buonarroti, *ib.*, I. p. 103-104. *Nouvelle éd.* p. 61.
- (13) Buonarroti, *ib.*, I. p. 97-100. *Nouvelle éd.* p. 58.
- (14) Buonarroti, *ib.*, I. p. 102-103. *Nouvelle éd.*, p. 60-61.

- (15) Buonarroti, *ib.*, I. p. 104-106. Nouvelle éd., p. 62-63.
 (16) Buonarroti, *ib.*, I. p. 97. Nouvelle éd., p. 57.
 (17) Buonarroti, *ib.*, T. I. p. 81. Nouvelle éd., p. 47. Dommanget, *ib.*, p. 30.
 (18) Buonarroti, *ib.*, I. p. 100. Nouvelle éd., p. 59.
 (19) Buonarroti, *ib.*, I. p. 109-107. Nouvelle éd., p. 63.
 (20) Buonarroti, *ib.*, I. p. 107. Nouvelle éd., p. 64.
 (21) Buonarroti, *ib.*, T. I. p. 107-108. Nouvelle éd., p. 64. Note.

六 アマアル秘密委員會

パンテオン俱樂部と同時代に同じく、日々専制化し反動化し行く總裁政府顛覆の陰謀を廻らし後日バブッフ及平等者の陰謀に甚深なる思想的示唆を與へた一個の秘密結社が存在してゐた。Ciéry 街アマアル Afaer の氏宅を本據とする秘密委員會即ち是である。創設當初の會員としては Anar を初めとし、後日バブッフ陰謀の中心人物で Darhé, Buonarroti, Massart, Germain あり其後、會員となつたものは Debon, Genois, Félix Lepeletier, Clémence, Marchaud であつた。

アマアル氏宅に集合した秘密委員會の會員は孰れも革命第三年憲法に依て構成せられたる現政府を以て、其起源に於て不法であり、其精神に於て壓迫的であり、其意圖に於て專制的であると認むる點に於て異口同音である。従て彼等は又共和政治と自由の救済のためには、絶対に當該政府の倒壞の急務である事を何れも一齊に認むるものであつた。

併し乍ら、政府顛覆の方策を講ずるに先たち、各自が先づ此舉の正當なるを確信し、是に取つて代るべき政治制度に關して、完全且明晰なる觀念を有しなければならぬ。各自は孰れも人類の幸福を眞に希ふものである。従て、國民を輕々に混亂に陥入れるといふ事は、徒に現行專制に代ふるに新しき專制、新なる特權、新なる野望を以て置き代ふる結果となり、決して眞に國民の利益となるものでないと言ふのが彼等の先づ唱ふる所であつた。

此意味に於て、秘密委員會は何よりも先づ一種の『政治學校』*lycée politique* と稱すべきものであつた。即ち彼等は此學園に於て、國民を日夜苦めてゐる不幸の原因を洞察せし結果、國民を此不幸より救出し、不幸の再來を阻止すべき理想的社會組織の原則を打建する事が出来た。

謂へらく、國民の大衆が其自由、其生存、其幸福に缺くべからざる政權行使に必要な學識と獨立を獲得せし事は未だ曾て無かつた。古代の最も賢明なる國民すら奴隸を持つてゐた。ペルウ人、バラグイ人等を除けば、文明社會は未だ曾て、彼等が奪はれた財貨の觀念のために憤激し、不幸となつた人々を其内部より一掃する事は出来なかつた。今日到る處、大衆の國民は暴君若くは特權階級の鞭の下に俯伏してゐる。而して一度眼を佛國民に轉ずれば、國民は利己的征服者の詭計と富豪、成金の團體に繋縛せられてゐるのを見る。

而らば斯かる不幸の原因は果して那邊に存在するか。謂へらく、その原因は所有並に生活條件の不平等即ち、畢竟、個人的財産制度に基くものである。而して此制度に依て、最も狡猾なる人々及び最も幸運なる人々が絶えず、大衆を搾取し、彼等を長時間の苦役に服せしめる。之に反して、大

衆は喰ふに食無く、着るに衣なく、棲むに家無く、享樂を奪はれ、貧困と無智と、嫉妬と、絶望とのために身心共に衰耗し、遂には社會を一圖に敵と看做し、果は祖國を有つ可能性迄も失つてゐる。斯かる彼等の認識を更に深め、彼等の熟考を助成したものは佛蘭西革命の歴史であつた。此革命の周到なる觀察から、彼等は國民隷屬化の根本原因は全く、不平等に存する事、而してこの不平等の存在する限り、政權を行使する事は現代の虚偽の文明のため人間的性情以下に押し下げられた不幸なる階級に取つて、空虚なものにすぎないと言ふ結論に達したのである。

斯かる不平等を破壊する事は有徳なる立法者の任務である。これ委員會の考究の結果として生じた根本原理である。而らば如何にして此原理を實現すべきか。其方法は如何。此問題に對する解答は初め區々として容易に決定しなかつた。

アマアルは嘗て國民公會が、商品税、革命的貢納富者の徴發に依て祖國の緊急なる欲望に備へた事實を見て讚嘆し、此故智に倣つて、充滿せる溝道を却て塞いでゐる過剰物を取り來つて、是を必需品を事缺ける人々に振向ける方法を以て可なりと考へた。

而るに Debon, Darhé, Felix Lepelletier 及びブオナロッチはこれに反對した。彼等は謂ふ、是等の立法者は不平等の慘害を緩和するため土地分割と奢侈禁止法とに訴へたが、同時に勞働と財貨の分配を貪慾と競争に委ねた。だから彼等は狂暴なる流に對して弱い堤防を造つたにすぎぬ、此堤防は常に貪慾と驕慢とのために崩壊されてしまつた。成程、商品税、徴發、革命的租税は當時の緊急欲望を充し、又富豪の悪計を頓挫せしむるに有効であつた。併し乍ら、是等は社會の存在を脅すこ

と無くしては到底習慣的社會秩序の一部と化する事は出来ない。蓋し、必需品を取上げる危険無しに、是等を夫々割當る事が不可能である以外に、又有産者の享樂を奪ひ去る事に依て、生産の源泉を枯渴せしむると言ふ償ふ可からざる不利益を伴ふからである。是等は貨幣の暗黙の蓄積や、商業の不可避的結果に對して決して満足すべき對策ではない。

かの生産をば勞働に依存せしむる自然法に據れば、此勞働なるものは各市民に取つては社會契約の根本條件である。由來各人が社會に這入り込む場合には、孰れも同等の賭物を携へて來たのであるから、從て、負擔、生産物及利益は又平等に均分しなければならぬ。凡そ社會の目的は事實、自然的な不平等の作用を妨ぐるに在る。享樂の不平等が事實上、眞に有用なる藝術の進歩を促進せしものとすれば、既に新なる進歩が萬人の幸福に何物をも附加し得ざるに至つた今日此不平等は宜しく消滅しなければならぬ。單純なる理性に依り社會の建設者に暗示せられた平等は、今後吾等が知識の増大と不平等の結果たる苦惱に對する吾等が日々の認識とに依て、益々吾等に取つて緊切に要求せらるゝであらう。

以上の如く論及せし彼等は結局、勞働と享樂との平等なる分配を以て社會状態の眞正の目的並に完成なりと考へ、永遠に壓迫を除去するに適しき唯一の社會組織と看做したのである。尚ヒュームはこれがため一書を著し、其中で財産權の不平等を解明し、其必然の結果たる富の蓄積の害毒を詳述した。アマアルは此體系を聴取するや、忽ち雷電に打たれた如く、自説を放擲して、斯説の熱心なる支持者となり邇來、其擁護と普及とに努力した。

既に委員會の社會理想は平等と自由の共產社會である事は明白であるが此平等と自由の法則は財産關係に於ける根本的變化無くしては到底、有用且永續的適用を見出す事は出来ない。而るに此財産關係を規定する法律に代つて、直ちに且つ一舉に前述の如き財貨及勞働の平等を定める法律を以てする事は極めて困難なるのみならず、寧ろ不可能事に屬する。兩者の間に姑く過渡的法律の存在を必要とする。

秘密委員會は一七九三年憲法を以て理想社會に到る準備的手段と看做した。併し乍ら彼等は此憲法を妄信せるものでは無かつた。彼等は慥に此憲法の缺陷を認めてゐた。即ち此憲法の重大なる缺點は財産權を規定するに餘りに寛大に失してゐる事である。併し斯の如き不満の存するに拘らず、此種のものとしてはこの憲法程完全に近いものは無いと言ふのが彼等の一致せる意見であつた。

久しき檢判熟考の結果、左の二重要事項を以て愛國者の義務と看做す事に決定した。

(一) 國民に依て承認せられ、國民に其權力を自由行使を保證する法律であり、速に平等に到達する手段たり専制政治に奪はれたる現行權力を覆へすに必要なる集合點たる一七九三年憲法の復活、
(二) 眞の平等を以て、社會的不幸の源泉を永遠に根絶する唯一の手段である事を國民に指示して以て漸次此眞の平等の採用を準備する事、

既に革命の直次の目的が革命第三年憲法に依て構成せられたる現行總裁政府の顛覆に存する以上、此顛覆せらるべきものの代物如何が當然問題とならざるを得ぬ。革命成功直後に共產社會出現の不可能なる事は秘密委員會の明かに洞察せる所であるが故に、殘る問題は過渡的政府形態如何と言ふ事である。

初め此點に關し委員會は何等意見の一致を見なかつた。或者は國民公會の殘黨を召集すべしと言ひ、或者は巴里に於る謀叛民に依て即坐に選まるべき團體に對し假共和政府を委嘱すべしと言ひ、又或は一定期間、獨裁者又は統治者と呼ぶ唯一者に共和國確立の最高權及任務を委嘱すべしと唱ふるものがあつた。アマアルは第一説を、Debon は第三説を主張したが結局多數の意見は第二説を支持した。

パンテオン俱樂部並にバプウフの著作は秘密委員會に取て、其企圖せる運動の樞杆となつた。委員會は屢、パンテオン俱樂部の講演者に對し、輕舉妄動して徒に精力を費消せざらん事を警告し、又バプウフの果敢を稱し其壓迫者に對する反抗と憎惡とを激成するに努め又國民を叱呼して其權利の完全なる恢復を説いた。

既に目標は確立し、其運動漸く其緒に就かんとしてゐた時、卒然、アマアル不信任問題提出せられて、前途に多くの望を懸けられてゐた此の秘密委員會は遂に解散の悲運に逢會した。

アマアルは一般憎惡の的となつた。平等者にも又貴族主義者にも双方に嫌惡せられた。即ち後者は彼が嘗てジロンド黨員の迫害に参加し又革命の敵を虐遇せしといふ理由で、彼を蛇蝎視し又平等なるがためである。併し乍ら、彼はダルテ及び Massat の信賴を得る事が出来た。彼が他の會員等と交際してゐるのは全く彼等の紹介の賜物であつた。會員等は彼の運動に對する眞摯と熱誠とに一

應は動かされたが、忽ち再び往時の不快なる回憶や、彼が自説を翻して直ち他説に同意した其豹變的態度、又再び裏切を繰返しはせぬかと言ふ危惧、是等のものが彼に對する不信任を招いたのである。斯の如き氣運を一層助長して秘密委員會をして到底、解散を免れ難きものにしたものは國民公會に於ける保安委員會の一幹部 Héron のアマアルに對する、到底溶け難き憎惡であつた。彼が重病の床で、アマアルが共和主義者の信頼を博せる事實を耳にするや、Félix Lepelletier を招き、彼をして祖國の名に於てアマアルを中傷貶罵せした。Héron の要望は忽ち容れられ、引いては秘密委員會は遂に解體してしまつた。

- (1) アマアル氏は山岳黨に屬する國民公會議員であり又公安委員會の一委員であつた。
- (2) Buonarroti, *ib.*, I. p. 81-83. Nouvelle éd., p. 47-48.
- (3) Buonarroti, *ib.*, I. p. 83. Nouvelle éd., p. 48-49.
- (4) Buonarroti, *ib.*, I. p. 83-84. Nouvelle éd., p. 49.
- (5) Buonarroti, *ib.*, I. p. 85-86. Nouvelle éd., p. 49.
- (6) Buonarroti, *ib.*, I. p. 85-87. Nouvelle éd., p. 50-51.
- (7) Buonarroti, *ib.*, I. p. 88-92. Nouvelle éd., p. 53-54.
- (8) Buonarroti, *ib.*, I. p. 92-93. Nouvelle éd., p. 54.
- (9) Buonarroti, *ib.*, I. p. 93. Nouvelle éd., p. 55.
- (10) Buonarroti, *ib.*, I. p. 94-95. Nouvelle éd., p. 55-56.

七 秘密公安總裁政府の設立及其活動

(1)

暫く平等者運動に有望視されたアマアル秘密委員會は未だ宿望の一端をも成就せざるに早くも個人的内紛に災せられて解體してしまつたが、それが平等者謀叛の理論的進展の上に及ぼしたる影響の決して尠らざりしより觀れば、其短命なりし存在も決して徒勞では無かつたと言はなければならぬ。秘密委員會は消滅したけれども、當時の愛國者は何れも、專制政府倒壞のため團結提携の急務を痛感してゐた爲め、巴里の數ヶ所に同種の結社が多數形成せられ、是等の結社に Darthe, Buonarroti, Massart, Boivin, Didier, Antonie, Germain, Bodman, Deray, (Chintard) (Tismiot) 3 Dufour, Chappelle 等が参加せし事は確である。併し乍ら、是等の結社は孰れも永續しなかつた。蓋し、警察の監視嚴酷なると、他方に於て、此等の結社を解散し、打て一丸となし新なる中心的結社を形成せんとの努力が秘かに進捗してゐたためであつたからである。ともれアマアル秘密委員會の解體はパンテオン俱樂部の閉鎖と共に平等者運動に至大の損傷を與へた事は言を俟たぬ。

パンテオン俱樂部の閉鎖は總裁政府が企圖せる彈壓策の一前驅にすぎなかつた。是を切掛として、迫害の手は凡そ進歩的努力の存する所に縦横に伸ばされた。多數の愛國者は公職を黜けられ、革命的事業は細大洩らさず覆へされ、民衆的著者は峻烈なる迫害を受けた。第三年憲法に保證せられたる極めて制限的な國民集會權の享得に對しては、總裁政府並に議員 Mathie は兎角、難癖を付けると言ふ有様であつた。併し是等の苛政は却て愛國者の反感を激成し、彼等をして團結蹶起せしむる刺戟を與へた。即ち多數の總ゆる種類の愛國者は政府に對して一致團結して、直に是を倒壊せん

と欲した。曩に彈壓に逢ふて四散したバンテオン俱樂部會員は先づ共和主義者の經營するカフェエに、或は公共の場所に寄り／＼會合して凝議した。

幾多の論客は奮然として總裁政府の態度を難詰し、或者はバブッフの例に倣つて、國民權利復活のため、大聲して國民の驟起を促した。當時巴里に流布した著作の中、顯著なるものは "Soldat. arrêté et lib." と題する Félix Lepeletier の筆になる貼札、及匿名の冊子 "Discours aux Français sur les réunions des citoyens" であつた。この匿名子は實は Antonelle であつた。

一方バブッフは依然其編輯する雜誌『護民官』に於て、純粹平等の學說を説き、新政府一黨の僭奪を難詰して止まなかつたが、彼の激越なる論調は彼のため多數の頸敵を造るに到つた。論敵の非難は嵩じて、或者はバブッフが嘗て熱月九日犯罪の主謀者との關係を誇張し、或は彼の著書を故意に歪曲して、國民の反感を招致し以て彼を葬り去らんと試むるに到つた。併し眞の平等者は銳意彼の庇護に力め、却てバブッフの大膽、才腕、業績を大いに多とした。當時バブッフが活動の本據とした隠家は Félix Lepeletier, Reys, Clérex 等の住宅であつた。此等の場所で Antonelle, Buonarroti, Simon Duplay, Darhé, Didier, Germain, Silvain Maréchal 及 Bodson 等に激勵せられ、庇護せられてバブッフは、靜に練想畫策に力めたのであつた。

併し乍ら謀叛の具體的準備が其緒に就いたのは漸く革命四年芽月の初頭の事であつた。尤もこれ以前に於て、バブッフ、Félix Lepeletier, Silvain Maréchal の間には一種の了解が行はれてゐたが、其目的は唯、彼等の政治上の著作の問題と傾向とを取極めるために外ならないものであつて、決して直接謀叛に觸れたものではなかつた。

謀叛の窮局の目的は共產主義の實現であり、其直次の目的は一七九三年憲法の確立である。蓋し平等者の觀る所に依れば共產主義は今日から明朝へ一舉に實現せらるべきものでは無く、先づ其れに到る過渡期を必要とする。而して一七九三年の憲法は正に共產主義なる目的を達成する好個の手段である。先づこの直次の目的を實現しなければならぬ。是がバブッフ及其一味の所謂平等者の中心思想である。

然るに謀叛成就の先決要件は革命的勢力を整序し糾合し、集中化する事である。ブオナロッチの言を借りれば『總ゆる自由の僚友を糾合して、一手に收め、其勢力を測定し、裏切行爲や無思慮に依て人事を累す危険無く、教化並に一般解放を促進すべき刺激を彼等に與へる事が必要である。』

是がためには先づ巴里に散在して、中央の企畫に疎隔し、又動もすれば奸策家や反革命家の玩弄物となるべき虞ある、倭小の結社を解體して單一の鞏固な中心的組織を建設しなければならぬ。一言にして言へば散在せる革命勢力を糾合し、整序し而して是を單一點に集中化して、以て陣營の再建を計らねばならぬ。バブッフ及其一味の人々は孰れもこの急務を痛感してゐた。

革命四年芽月の初めバブッフが其同志の支援の下に散在せる結社の解體を企て、是に代ふるに秘密公安總裁政府の確立を以てしたのは全く上記の趣旨に基くものである。秘密公安總裁政府の最初の會員はバブッフを初めとして、Antonelle, Silvain Maréchal, Félix Lepeletier であつたが、同芽月十日更にダルテ、ブオナロッチ及び Debon が加入して、平等者謀叛總本部の陣容は先づ整つた。

秘密公安總裁政府の會場は Halle-au-Ble に近く、バンマンの隱家たる Orléans の住家であつた。秘密公安總裁政府の嚮導思想は略々、アマール秘密委員會に於て承認せられた政治學說を其儘踏襲せるものであつて、是に關しては何等異論の存するものはなかつた。即ち勞働と享樂の平等が行はれる共產主義是であつた。

秘密公安總裁政府の嚮導思想即ちバブウフ主義の眞髓を傳ふるものは『平等者宣言』(Manifeste des Égaux) 及びバブウフ教義解説(Analyse de la Doctrine de Babeuf) である。

平等者宣言の起草者を屢々バブウフに擬する者があるが、それは明に誤謬であつて、眞の起草者はシルヴン・マレシヤール Sylvain Maréchal である。

平等者宣言はマレシヤールが國民に對する布告として起草し、秘密公安總裁政府の公認宣言書として發表せんと欲したが、秘密公安總裁政府の承認する所とならず、遂に未公表に終つたものである。併し、平等者宣言が斯くの如く斥けられたのはこの宣言書が其自身無價値なるがためでは無い。否、平等者の根本思想を簡潔なる章句の中に巧に撮要したる技巧及び人心を煽揚しうる効果は寧ろ『バブウフ教義解説』に勝るものがあるであらう。然らば何故に斥けられたか。それは平等者宣言の用語が部分的に餘りに矯激に失したからである。秘密公安總裁政府は『平等者宣言』中に『若し眞の平等にして吾等の手に残るならば、必要とあらば、一切の藝術を壊滅せよ。……結局支配者と被支配者との嫌厭すべき差別を消滅せよ』なる章句が其矯激なる餘、却て民心收攬の妨害となり且つ又一部穩健なる同志の脱退を誘致する虞ありと認められたからである。

平等者宣言に代つて秘密公安總裁政府の公認的宣言書として採擇せられたのは前記『バブウフ教義解説』である。是はバブウフの諒解の下にブオナロッチが書いたものである。この文書は聊か枯淡乾燥の傾があり、民心を煽焼するには物足りない感があるが、直截簡明に平等思想の眞髓に觸れ、謀叛の綱領を表明せる點は平等者宣言に比して何等の遜色を見ない。本宣言書は四月半巴里の塹壁に貼布せられて國民に告示された。到る所、好奇心と恐怖との不安なる衝動を以て讀まれ、國民の耳目を聳動した。尙、この『教義解説』並に『平等者宣言』に關する詳細なる解説批評は別稿平等者謀叛の理論的基礎を論ずる場合に譲る。

既に秘密公安總裁政府の窮局目標は眞正の平等である事を述べたが、然らばこの平等は如何にして到達せらるるか。これがため秘密總裁政府が逸早く着目したのは一七九三年憲法であつた。秘密總裁政府は、從來より一層慎重にこの憲法を檢割した結果、曩にアマール秘密委員會の場合と同じく、財産權を規定せる箇條に缺點の存する事を認めた。又全體としても此憲法が、國民をば立法部の越權と其陥り易い誤謬から充分に是を庇護する事が出来ないことを認めた。併し乍ら、是等の缺陷の存するに拘らず、暫く此憲法を同志の團結點となし、眞正平等實現の手段と看做したのは蓋し此憲法が(一)殆んど全國民一致の承認を得たる事、(二)此憲法を決議する權利が國民自身に依て是認せられてゐる事に基くものである。

次に秘密總裁政府が慎重に論議した問題は過渡期に於ける政治形態如何と言ふ事であつた。革命成功後、直ちに求むる共產社會が発生すべしとは彼等平等者の毫も認めざる所である。彼等は現行

政府顛覆より共產社會に到る間に相當の時間的間隔の存せざる可からざること、而して是に適應する過渡的政治形態の必須なる事を確認するものである。而らば此過渡的政治形態は如何なるものである可きか。此點に關する各領袖の見解は區々たるものであつた。併し彼等の所説を大別すれば、(一)國民公會の急進部分、山嶽黨を再召集すべしとするもの、(二)獨裁政治を確立せよと主張するもの、(三)新議會を召集せよとするものの三つに分れる。

審議の結果、結局第三説を可とし、現行政府倒壊後巴里市民を召集して國民議會を選舉し、是に最高權を賦與すべき事、而して各縣一名宛の民主主義者を以て組織する事、當分秘密總裁政府が選出せらる可き民主主義者を慎重に吟味し、革命遂行後尙、姑く自己の職能を中止せず、此新議會の態度を監視すべしと言ふに一致した。尙此過渡的政治形態の問題に關しては別稿『思想篇』に於て改めて詳述する積であるから爰では單に摘要のみに止めて置く。

以上、吾人は秘密公安總裁政府の純理論的活動の概要を述べた。次に秘密公安總裁政府の謀叛に對する具體的活動を窺ふ事にしやう。

(二)

謀叛計畫に對する秘密公安總裁政府の第一の配慮は、散在せる革命分子を結集し、其勢力を算定し、而して内應、輕擧の懸念無く、彼等に對して、謀叛に關する中央の指令、示唆、告示、懲誼等と與へ得ると言ふ事である。このために秘密總裁政府が案出した方法は革命代表員の制度であつた。即ち主なる革命代表員を巴里の十二地區の各々に設置し、更に連絡代表員を任命して、秘密總裁政府と前記革命代表員との通信連絡の保持に當らしむる方法であつた。

秘密總裁政府は是等の革命代表員が謀叛に於ける重大なる使命に鑑て、其人選に對し特に慎重の態度を取つた。斯る重大なる使命を託し得る人物は、多量の活動性に富み、相當の學識を與へ、平等に對する熱愛と信頼し得る思慮と且つ國民の信頼とを併せ有する所の逸材たるを要する。斯る見地より、秘密總裁政府は彼等を過半数の投票を以て選定した。この結果、決定した革命代表員の配屬は左表に示す通りであつた。

地區	分	隊	代表員	提議者
1	Tuleries, Rignes, Champs-Élysées, République		Morel	Babeuf
2	Lepelletier, Butte des Moulins, Mont-Blanc, Faubourg Montmartre		Denambet	Darthé
3	Brutus, Contrat Social, Mails Poissonnière		Menessier	Debon
4	Halle-aux-Bleds, Muséum, Gardes-Françaises, Marchés		Bouin	Buonarroti
5	Bondy, Bonne-Nouvelle, Nord, Bon-Conseil		Guilhem	Germain
6	Gravilliers, Lombards, Temple, Amis de la Patrie		Claude Figuet	Germain
7	Réunion, Homme-Armé, Droit de l'Homme, Arcis		Paris	Darthé
8	Quinze-Vingts, Indivisibilité, Popincourt, Montreuil		Cazin	Babeuf

- | | | | |
|----|---|---------|------------------------|
| 9 | Fidélité, Fraternité, Arsenal, Cité | Adery | Darthé |
| 10 | Fontaine de Grenelle, Ouest, Invalides Unité | Rerpins | Bouin |
| 11 | Théâtre-Français, Luxembourg, Pont-Neuf, Thermes | Bodson | Babeuf 及
Buonarroti |
| 12 | Panthéon, Finistère, Jardin des Plantes, Observatoire | Moroy | Debon |

第一地區代表員 Morel は或訴訟事件に依て、巴里地方に名聲を博した官選辯護人であり又 Antonelle の雜誌 "L'Orateur plébéien" に暫く關係した事があつた。

第三地區代表員 Menessier は元巴里警察行政官であつた。第四地區代表員 Bouin は元マルシエ區裁判所治安裁判官、第五地區代表員 Guilhem は元、リヨン郵便脚夫。第六地區代表員 Claude Figuet は收月一日謀叛の首謀者の一人。第八地區代表員 Casin は元巴里造兵廠監督官、革命中は重要な役割を勤めた。第十一地區代表員 Joseph Bodson は一七六五年の生、順次に畫家、彫刻師、金銀細工師となり、Pont-Neuf 區治安裁判官補として初めて公生活に這入つた。後、豫審判事となり、エベエル時代及び熱月九日後、コムミュン警察廳行政官となつた。第十二地區代表員 Moroy は貧民學校に教育を受けた革命的勞働者で、主として城外サン・マルサウ方面で活動した。

是等の革命代表員は或は俱樂部を建設し、書籍を頒布し、通俗講演を行ひ、他方、秘密總裁政府に對して、輿論の進歩、貴族の陰謀、民主主義者の數、能力、精力を報告した。革命代表員は現行政府を顛覆するに要する巴里市民の樞杆であると考へられた。

是等の革命代表員に秘密總裁政府との連絡を司る連絡委員に任命されたものは、其熱誠、活動、手腕、思慮に於て共に拔群の稱ある Didier であつた。

(三)

革命代表員制と共に秘密總裁政府の樞要なる謀叛促進機關は軍事代表員制であつた。

謀叛遂行の途上に横はる各種の障害の中、秘密總裁政府が最も恐れたものは軍隊の抵抗であつた。是に對し直接正面の衝突を試る事は無謀なる螻蛄の業であり、從て敗北を見る事は必定である。

茲に秘密總裁政府が案出した方法は積極的對抗策ではなく、一種の懷柔籠絡策である。即ち兵士の心に民主主義に對する愛を覺醒し、これ迄彼等が何のため血を流したかを想起せしめ、又上官に對する絶對的服從の精神を不知不識、彼等に失はしめ、更に現行政府に對する憎惡心を彼等の心に喚起するといふ方法であつた。

斯る目的を達するため秘密總裁政府が設置したものが軍事代表員制である。軍事代表員は上記の使命を帯びて、夫々、巴里及其近郊に駐營する軍隊に派遣された。其部署は次の如く定められた。

- (一) フィオン——廢兵團
- (二) ゼルマン——警察團
- (三) Massey ——フランシヤードに駐屯する別働隊
- (四) Yannek ——一般軍隊
- (五) Georges Grisel ——ゲルネル駐屯軍

而してグルネル駐屯軍に派遣せられたこのジョルジュ・グレイゼルこそは、後日謀叛の秘密を政府に賣り、積日の努力を一擧水泡に歸せしめた問題の人物である。彼に就いては尙後段詳述する積りである。

以上述べた革命代表員並に軍事代表員の外に更に秘密總裁政府は、彼等代表員の操行を吟味し、其行動を矯正し、且彼等の活動を鼓舞する目的を以て監視委員を設置した。而して此重要なる地位に任命されたものは、ダルテ及びベルマンであつた。秘密總裁政府は彼等監視委員を通じて、國民の會合に起つた種々の事件を詳細に聞知し、又最も困難なる用務を彼等に囑したが彼等は孰れも誠意と勇氣とを以て是を果した⁽⁸⁾。彼等は謀叛の最も樞要なる人物であつた。

(四)

謀叛を企むためには先づ智力と権力の結合が必要である事は夙に秘密總裁政府の了知せる所であつたが、又同時に秘密總裁政府はその完璧を期するためには其以上更に國民の愛と援助が不可欠であるといふ事も亦決して看過しなかつた。若し國民の支持を得なければ、其努力は到底有終の美を収める事は出来ない。斯かる意味から、秘密總裁政府は謀叛の具體的組織を進める一方に於て又國民の啓蒙及び獲得に尠からざる努力を拂つた。

然らば當時國民の状態は怎うであつたか。謀叛者の要求を容れるに適しい状態であつたであらうか。

曾て國民は、近づく平等と自由に絶大の希望を繋いで、革命の渦中に嬉々として奔馳した。然るに革命の進展と共に其歸趨が漸く判然となりや當初の期待は無慘に裏切られ、熱月九日後には甚大なる犠牲を負ひ、斯くて彼等に約束せられた幸福も實現されず自ら單なる囀に過ぎなかつた事を自覺した。革命に絶望し、其慘禍に困憊した國民は今や革命及其擁護者を嫌惡し始めた。然るに斯かる國民の傾向は動もすれば一方に於て王黨に對し共和主義を不評ならしむる好機を與へ、他方貴族主義者に對しては改革に對する恐怖心と政治的無關心とを普及せしむる好餌を與へる。

然るに他方に於て追放は果敢なる共和主義者の隊伍を著しく稀薄ならしめた。尙、殘存せる人々も或は権力のために追窮せられ、或は讒誣のために離散して、今や昔日の如く、國民を指導し、教化し、鼓舞するの實力を喪失してしまつた。斯くて國民の支柱となり且つ其信頼を繋ぐべき人々は殆んど消失して、國民は其歸向に迷ふ事となつてしまつた。

斯かる事態に直面して、秘密總裁政府は自ら其責任の重大なるを痛感した。そこで先づ歸趨に迷へる國民を教化し、弱者を激勵し、國民をして苦惱の眞因を知らしめ、彼等にそのよる可べき中心點を與ふる事が焦眉の使命であつた。

この使命を果すため、秘密總裁政府は前述の諸代表員制の組織を完了するや否や直ちに此方面の仕事に着手した。その第一着歩として書籍の出版普及に努めた。而して是等文書の使命は國民主權が現行政府に横奪されてゐる事、一七九三年憲法が唯一合法的のものである事、萬人の幸福は真正平等からのみ生れる事、國民が革命の罪に歸してゐる災禍は、其實、革命其者の咎では無く寧ろ革命が其目的を達成せざりしに基くものである事、——是等の事實を國民に納得せしめて、國民の謬

見を矯め、誤解を説き、是を正道に導き、其歸趨を知らしむるにあつた。

先づバンウフは『護民官』に於て謀叛の精神を説き、Simon Duplay も亦同一の原理を“Éclairer”誌で勞働階級の間で宣傳した。“Journal des Hommes libres”誌を主宰する共和主義者達は政府形態及平等の體系に就て論議し、是等に對する非難論を反駁して、均しく國民の啓蒙に貢獻する所決して尠くはなかつた。

豫て國民に對して平等思想の根本觀念を把握せしむる事が秘密總裁政府の念慮の一つであつたが、此目的は曩に述べた『バンウフ教義解説』に依て達せられた。本書は芽月二十日に殆んど大部分の國民に頒布せられた。政府は本書の普及を喜ばず、其頒布を妨害せんとしたが、この事は却て本書に對する世人の印象を深からしめた。即ち一部貴族は是を以て狂暴大膽の適例として、自派の雜誌に掲載し、又愛國主義者は是を會話や希望の題目となした。本書が一般國民の嚮導に與て最も力あつた事は言ふを俟たない。芽月二十三日には又“l'Opinion sur nos deux constitutions”二十四日には“Lettre de Franc-Libre à son ami la Terreur”（ブリュッセル編輯）二十五日には“Doit-on obéissance à la constitution de 1795?”二十七日には“Adresse du Tribun à l'Armée,”二十九日には“Lettre en réponse à M. V.”花月一日には“Le Cri du peuple français contre ses oppresseurs.”等陸續として發行せられた。秘密總裁政府が國民啓蒙のため如何に腐心したかは是等の事實に徴すれば極めて明白である。此努力は如何なる效果に依て報ひられたか。

當時、愛國者の大部分は迫害に苦しみ、勞働階級は増大し行く窮乏に苦んだ。恰もアッシニア紙幣の價值は慘落して、生活品の拂底を惹起し、勞働階級は其の所有する家具什器を賣却して、辛うじて糊口を凌ぐといふ慘狀であつた。

是等の慘狀は、其原因と其根本的匡救策とを示教した秘密總裁政府の前記著作の熱心なる宣傳、普及と相俟つて、沈頓せる輿論を激發し、到る所に不平不満の聲囂々として喧燥を極め、早くも一大波瀾の避くべからざる徴を示したのみならず、既に革命四年芽月の中旬には巴里の諸街、廣場、橋畔に騷擾を惹起すると言ふ有様であつた。

巴里の事變、國民及兵士の意見、講演、討論等——是等のものは、日々、代表員の報告や、通信員の口頭報告に依つて、又は政府の警察に巧に潜入せる多數の民主主義者に依て細大洩さず報道せられた。

總て秘密總裁政府は、自己の努力が豫期以上に奏功したのを認め、今や此國民の激動を援助し、指導し、且つ利用する一切の手段を糾合する事が焦眉の急務である事を認むるに到つた。謀叛の計畫は豫期以上順調なる経過を辿つてゐるのであつた。

(五)

當時政府内部に互に拮抗する二個の黨派が存在してゐた。其一は、平等の旗幟の下に巧に富と權力を領有した一派で『虚偽の平等の友』若くは征略的利己主義者と呼ばれるものであつた。此派に屬する主要人物は Barras, Tallien, Legendre, Fréron, Merlin de Thionville, Rewbell 等であつた。

他の一派は不平等の舊秩序を維持せんとする一派で、『保守的利己主義者』若くは『舊貴族主義者』

と稱せられ、其傘下に屬するものシロンド黨の殘黨、新憲法起草者及王黨であつて、其主なる人物は Boissy-d'Anglas, La Rivière, Thibaudeau, Dumslard, Camille, Jordan, 等であつた。

此兩派は互に抗争した。後者即ち『舊貴族主義者』は、前者に比すれば數に於て遙に多く、又より偽善的、且つ卑怯で其反對黨を殲さんとするに急なる餘り、嘗に虚偽の平等者に對して放逸、貪慾の罵言を投げつけるのみならず更にこれと直接關係なき真正平等者に對しても同様の放言を敢てして、彼等に對する國民の激昂を喚起せんと欲した。

この『舊貴族黨』の攻撃に對し、『虚偽の平等者』は、駁撃して謂ふ、舊貴族黨の目的は王政の復活に在る、彼等は秘かに王政再現の陰謀を廻らしてゐる、國民は宜しく抽象的な國民權利などと言ふ事を忘れて、王黨の陰謀に専心留目すべきである。而して此王黨の策動をよく制止し得るものは吾々である。かくして彼等は來る可き國民運動の中心と自ら成らん事を熱望せるものであつた。兩派の抗争に引合とされる國民こそ眞に禍と言ふ可きである。

嘗に一般國民のみならず又事實の眞相に通曉せざる共和主義者は是等兩派の誘惑と真正平等者の勸言とを目前にして、果して其何れに趨る可きか、動もすれば去就に迷ふ事無さを保し難い。謀叛遂行の上に憂慮すべき障礙である。

秘密總裁政府は再び對策を眞理に求めた。バブウフは『護民官』で、國民を籠絡する前述兩派の罪惡を暴露し、其陷穽を看做して、國民に示し其歸趨を知らしめた。其結果として、確乎たる信念の下に革命に参加せし人々の中には彼等の奸計に乗ぜらるるものは無かつた。

同時に警戒を要すべきものは山嶽黨委員會の行動であつた。

山嶽黨委員會とは國民公會時代の山嶽黨員で、革命三年芽月及收月に追放せられた人々の組織する委員會で、其主なる人物は Ricord, Laignelot, Choudieu, Amar, Huguet, Javogues 等であつた。秘密總裁政府は、是等山嶽黨委員會が宿望の國民公會及一七九三年憲法の復活を期して、自ら謀叛の牛耳を握らんと秘に策動してゐる事實を探聞した。此風説は秘密總裁政府に取つて、決して等閑視得ざる問題である。茲に於いて秘密總裁政府は、彼等に讓歩すべきか、彼等と提携すべきか、若くは彼等に反對すべきかの問題を凝議した結果、斷然山嶽黨委員會の行動を排斥すべき決議をした。其理由は山嶽黨委員會は平等者の好まざる國民公會回復を計畫せる事、次に山嶽黨内部に非民主主義者の存在せる事、山嶽黨委員會の極度に氣力に缺くる所ある事即ち是であつた。そこで秘密總裁政府は、國民をして、山嶽黨委員會の教唆に基く一切の運動を警戒せしむる様、夫々革命委員會に指令した⁽²⁰⁾。

(六)

民主的原理の迅速なる普及、新なる革命を要望する著作の豪膽、政府の罪惡を剔抉し、一七九三年憲法の必要を説く多數の集會、國民の焦燥、平等者の果敢、一致團結——是等の事情が結合して、政府は身邊に恐るべき異變の急迫せるを痛感した結果、曩に相反目對峙せし前記兩派は從來の行懸を卒然一擲して、真正平等者の運動に對して相協力して其彈壓に當る事となつた。

間も無く、政府は民主主義者彈壓の通牒を發した。その通牒の中で民主主義者を中傷誣告し、國

民の彼等に對する反感嫌惡を喚起し助長せしむるため、民主主義者を目して、國家を恐怖すべき無政府に陥れ、以て、王政を確立し、又その混亂に乗じて富を獲得せんと欲するものであると非難し、彼等に課するに追放と死刑を以てすべしと説いた⁽²⁾。

政府は此通牒に慊らず、更に彈壓の手を嚴にした。革命四年芽月二十七、二十八日、五百人會は國民の言論及出版の自由を抑壓すべき法律を可決した。一切の政治的集會は禁止せられ、各種の政府形態に關する議論を禁じ、是を犯すものは死刑に處すと言ふ峻嚴なる規定を設けた。是がため一七九五年憲法の保證する合法的方法に依る一切の改革を全く不可能ならしめた。一言にして言へば二十七日、及二十八日の法律は佛國民が國事に就て自由なる意見を吐露するの權利を剝奪せるものであつた。其自然の結果として國民の激昂は想像以上であつた。

是等の法律發布以來、民主主義者の講演、著作に對する政府の彈壓は倍加した。聊かたりとも政府に對し不平、苦情を提するものは、悉く之を捕へて、監禁、投獄し、果ては祖國の災禍に心痛し其慰藉を僅の友情に求めんとして廣場に集ふ良民に對してさへ武器を差向けんとする有様であつた。政府の狂態に平等者の公憤は其極に達した。彼等は政府の抑壓に反抗の決心を固めた。彼等は今や、自由に生活するか、然らざれば死せんのみとの誓約をなす可き時期は到來せりと高言するに到つた。

大勢斯の如く謀叛の即行を是とするに傾いたにも拘らず、よく實勢を俯觀し得るの地位にあつた秘密總裁政府は未だ戰鬪を開始すべき時期に非ずとなし、依然、滿を持した。謀叛は最後のものである。若し敗北を喫せんか、曾に民主主義は潰滅に歸するのみならず又貴族政治確立を誘致するに至るであらう。秘密總裁政府は斯の如き見地より、苟も勝利を確實に掌中に收め得るの準備完成せざるに先立ち、謀叛の指令を與へざるに決した。

秘密總裁政府を組織する幹部の人名は、總ての民主主義者に知られては居なかつたが、彼等の會合と活動とは是等民主主義者の通く知悉せる所であつた。是等民主主義者が『護民官』や、『Eclaircissement』を通じ若くは革命代表員を経て、秘密總裁政府の與ふる勸告告示を快く遵奉したのは其幹部の人々を信頼せしに基く。

秘密總裁政府が二十七日、及二十八日の法律のため喚起せられたる國民の激昂に當に勃發に瀕した事前の謀叛をよく制御する事が出來たのは是等民主主義者の信頼に依るものである。

秘密總裁政府は一般民主主義者の自重に依て、幸に事無さを得たが、併し準備未完成を理由として謀叛の決行を徒らに遷延せしむる事は却て敵に乗ずるの餘地を與へ、又同志を離散し其氣勢を削ぐ所以となり、其危険は、時前の勃發に劣らないといふ事を確信せし結果、革命代表員を一層督勵して、又軍事代表員に命じて一日も早く軍隊を獲得すべき様激勵する所あつた⁽²⁾。

(1) 括弧あるは何れも匿名。

(2) Buonarroti, ib., I. p. 95-96. Nouvelle éd., p. 56.

(3) Buonarroti, ib., I. p. 110-111. Nouvelle éd., p. 66-67.

(4) Buonarroti, ib., I. p. 113-114. Nouvelle éd., 68.

(5) Buonarroti, ib., I. p. 114. Nouvelle éd., p. 69.

- (9) Dommanget, *ib.*, p. 32.
- (7) Dommanget, *ib.*, p. 32. Buonarroti, *ib.*, I. p. 115. Nouvelle éd., p. 69.
- (8) 『共產黨宣言』の宣言なる用語は、平等者宣言に暗示を受けたものと云はれてゐる。尙、小泉信三氏『社會思想史大要』中一四六頁乃至一四八頁に平等者宣言の部分的紹介がある。参照せられよ。
- (6) 三田學會雜誌昭和三年六月號に拙譯あり。
- (10) Buonarroti, Nouvelle Edition, 1850. p. 74. Stein, L. v. Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich. Bd. I. S. 352.
- (11) Stein, a. o., S. 354.
- (21) Buonarroti, Conspiracy, Brussels 1828. I. p. 119-120. Nouvelle éd., p. 76-77.
- (23) Buonarroti, *ib.*, I. p. 134-140.
- (14) Buonarroti, *ib.*, I. p. 121-123.
- (15) Dommanget, *ib.*, J. p. 33-34.
- (16) Buonarroti, *ib.*, I. p. 121. Nouvelle éd., p. 78.
- (17) Buonarroti, *ib.*, I. p. 114-115.
- (18) Buonarroti, *ib.*, I. p. 124-126. Nouvelle éd., p. 80.
- (19) Buonarroti, *ib.*, I. p. 127-131. Nouvelle éd., p. 81-83.
- (20) Buonarroti, *ib.*, I. p. 142-146. Nouvelle Edition, *ib.*, p. 90-93.
- (21) Buonarroti, *ib.*, I. p. 147-148. Nouvelle édition, p. 93-95.
- (22) Buonarroti, *ib.*, I. p. 150-153. Nouvelle édition, p. 95-97.

八 警備團の反抗

曩に軍隊懐柔の使命を帯びて、夫々各地に派遣せられた軍事代表員の活動は意想外に奏功して、巴里及其近郊に駐屯せる軍隊、立法部の警衛に當れる擲弾兵、及び専ら國境警備の任を有する警備團には早くも動搖の兆歴然たるものがあつた。軍隊反抗の報に政府の驚愕は名狀すべからざるものであつた。總ゆる國民の運動を抑壓するため政府の頼とする最後の防壁は今や決潰し始めた。

就中反抗の氣運最も濃厚であつたものは警備團であつた。周章の餘、政府は是に對し、籠絡慰撫の限りを盡したが其甲斐無く、遂に花月九日、政府は最も反抗的なる二大隊に對し巴里退去を命じた。併し、警備團はこの命令に服する事を斷乎として拒絶した。この事實は國民を極度に興奮させた。人々は現政府を難無く倒壊する時機の眼前に迫れるを覺へた。

秘密總裁政府は潜かに雀躍した。謀叛成就の時期已に到來すと信じ、若し警備團の實力にして政府の第一彈を撃退し以て國民の信頼を増大するに足る事が確證せらるれば、縱令謀叛萬端の準備整はずとしても、直ちに謀叛の命令を下すと言ふ決意を示した。

直に警備團内部に委員會が設置せられ、ゼルマンを通じて秘密總裁政府と連絡を取つた。秘密總裁政府は一切の謀叛機關に其全活動を命じた。民主主義者は一齊に武装を整へて、蹶起の時期を今や遅しと待つた。萬事唯、烽火を待つ許りであつた。然るに形勢は俄然一變した。意外の障礙が現はれた。それは政府の警備團解散命令であつた。

意外とする所は警備兵の大部分が喜んで此解散命令に服せし事であつた。案ずるに曩に反抗せし

原因は謀叛的精神の浸潤せるためよりも、寧ろ彼等が國境危険の警備に就かなければならないと言ふ事實にであつたと信ずべき理由がある。秘密總裁政府は目算を誤つた。固より警備團の反抗が或程度迄軍事代表員の鼓吹に負ふ事は言ふを俟たないが、それにも拘らず、彼等の革命的精神を過信した事は慥かである。

秘密總裁政府の計畫は警備團の意外の屈伏のために無慘に裏切られた。併し警備團の反抗の眞因が果して那邊に存せしにせよ、秘密總裁政府が此事件に依て得た利益は決して尠しとしない。蓋し民主主義者は解隊せられし警備兵を自己の住宅に宿泊せしめ、其有望なる者のみならず又政府の命に服従せし殆ど總ての者を懐柔するに成功した。秘密總裁政府は是等解散警備兵を以て、新に謀叛軍の前衛となるべき一隊を組織した。この事實は又國民の興奮を倍加した。待忍に窮した國民は秘密總裁政府に對し、此以上謀叛を遅延せしむる事は却て同志の氣勢を削ぎ謀叛を挫折せしむる、宜しく、一日も早く舉兵すべしと警告した。事實、諸所で部分的運動が勃發しつゝあつた。是等の事情に鑑みて、秘密總裁政府は日夜謀叛の準備に奔馳した。花月十日頃の事情は正に斯の如きものであつた。

九 軍事委員會の設置其他

警備團反抗事件の後を承けて一段と好轉した四圍の狀勢に力を得た秘密總裁政府は、花月十一日午後軍事代表員及主なる指揮官を召集して其意向を傳達し更に謀叛遂行の方法に關して協議する所あつた。

召集せらるゝもの Fion, Germain, Rossignol, Massart, Grisel の五名であつた。グライゼルが列席を許されたのは、彼がグルネル駐屯軍に對して占むる有力なる地位に鑑てであつた。

此會議に秘密總裁政府の委員として出席したものはバブワフ、ブオナロッチ、ダルテ、マレシヤル、Debon, Didier であつた。

由來、秘密總裁政府の幹部が其主要代表員と同列する事は同政府構成規約第三條「總裁政府は秘密たるべし、同政府委員名は縱令其主要代表員に對してさへ知らしむべからず」の規定に違背するものであつた。秘密總裁政府はこの違反を自ら敢て爲したのである。ブオナロッチが後年述懐してゐる様に若し斯る秘密總裁政府の錯誤さへ無ければ、内通者グライゼルは謀叛主謀者を知悉する機會無く、從て遠大な謀叛計畫も亦斯く脆く晝餅に歸する事は無かつたであらう。これ確に秘密總裁政府、千慮の一失と言ふべきである。

秘密總裁政府は、召集し軍代表員等に對し先づ、當該事業の目的、今日迄既に到達せし地位及今後尙取るべき道をしらしめ、次いで、同政府が先頃可決した謀叛法を示し、最後に、謀叛成功のため如何なる方策を取るべきかに就て彼等の考慮を求めた。

この會議の結果、秘密總裁政府が一切方策の決定權、運動の最高指揮權を留保する事、同政府は軍事委員會を任命して、攻防の任務を囑する事、並に同政府は是に關する一切の情報及計畫を同委員會に一任すると云ふ決議が行はれた。

軍事委員會の委員には前記五名即ち Rossignol Fion, Germain, Massart, Grisel が任命され、第一

回の會議は翌朝 Montblanc 街の Reys 宅で開催された。此軍事委員會と秘密總裁政府との連絡には専らゼルマンが其任に當つた。其後數日して、軍事委員會は其事務所を前記 Reys 宅より小麥市場に近い Cléex 宅に移し、依然秘密總裁政府の委託事項を研究してゐたが花月十五日先づ研究の結果を同政府に報告した。

前記秘密總裁政府の召集した會議ではゼルマン、マッサアル何れも期待に叛かぬ誠實なる態度を示し、グライゼル又共和主義者としての責務を遺憾無く發揮した。フィオン、ロッシニョオルも勿論、同政府の見解を快く容れたが唯だ、前山嶽黨員が其場に居合せない事が彼等の秘に不満とする所であつた。後日、波瀾を惹起するに到つた山嶽黨との合同問題の萌芽は既に此時に存在してゐたのである。

此會議數時間後、バブワンの隱家並秘密總裁政府の會場は、“Eclairer du peuple”の編輯者の Ourcel 宅に移された。Ourcel は既に謀叛の一部を知り、これに参加した人である。

花月十五日、軍事委員會は豫て委嘱された謀叛に關する情報及提議を一先づ秘密總裁政府に報告した。是等の報告中、注目すべき提案が二つあつた。

其一つは、巧に王黨を誘引して現行政府の倒壞に協力せしめよといふ提議であつた。勿論秘密總裁政府は此提案を拒絶した。蓋し、由來其頸敵であり、早晚擊滅すべき王黨に對し武器を手渡す事は危険千萬の事であり、又謀叛の同志に王黨が混在する事は共和主義者の氣勢を削ぎ、且又共和主義者として秘密總裁政府の方策に對し疑義を抱かしむるからである。

第二の提案は警備軍の二士官 Peche 及 Seve が發案したもので、其趣旨は、彼等の中一人が豫て愛國的兵士の一隊を以て現總裁政府閣員の護衛に當れるを利用して、同一夜間に彼等閣員を殺害し、續いて民主主義者の援助を得て、謀叛の火蓋を切らんとするに在つた。この提案も亦前案と同様に葬られた。其理由とする所は、謀叛の勝利は萬遺漏無き準備を必要とする。然るに準備未だ完成せざるに輕舉、奇襲を行ふと言ふ事は勝利を確保する所以で無く寧ろ計畫を事前に挫折せしむるものである、宜しく準備の成熟を待つべしと言ふに在つた。

斯くの如く軍事委員會の二提案は相當特異性を有せしに拘らず、前述の如き理由に依つて秘密總裁政府の採用する所とならなかつた。同政府としては更に此點に就て軍事委員會の三思熟考を求めた。要するに謀叛總動員計畫は尙、未熟であつた。

軍事計畫の未熟と共に謀叛の即行を不可能ならしめた問題は謀叛員に支給すべき武器彈藥の調達尙不充分なりしと、無資産なる有爲の人物に供與すべき金錢の不足せし事であつた。事實、謀叛計畫は既に著しく進展してゐたし又一般民主主義者の焦慮も亦高潮に達して居たに拘らず、秘密總裁政府が尙、謀叛決行を躊躇してゐたのは斯様な事情の存在せしに基く。軍事委員會設立直後の狀勢は大體以上述べしが如きものであつた。

(1) Buonarroti, ib., T. I. p. 158-161. Nouvelle édition, p. 106-108. Dommange, ib., p. 42-43.

(2) Buonarroti, ib., T. II. p. 109.

(3) Buonarroti, ib., T. I. p. 162. Nouvelle édition, p. 109.

- (4) Buonarroti, ib., T. I. p. 162-163. Nouvelle édition, p. 109-110.
 (5) G. Deville, Gracchus Babeuf und die Verschwörung der Gleichen. Übersetzt v. Ed. Bernstein. 1887 (Sozialdemokratische Bibliothek XIV) S. 35.
 (6) Buonarroti, ib., T. I. p. 163-164. Nouvelle édition, ib., p. 110.
 (7) Buonarroti, ib., T. I. p. 165-166. Nouvelle édition, ib., p. 111.

十 山嶽黨との合同経緯

順調なる経過を以て進捗しつつ、あつた謀叛計畫の前途に突如、一沫の暗翳を投じたものがあつた。それは國民公會時代の前山嶽黨員との合同問題であつた。

由來、眞正平等者と山嶽黨との間には、其政策的見地からも亦其性質上からも、兩者の合同を誘致すべき契機は毫も存在しなかつた。蓋し一七九三年憲法の實現を期する一點を除いて、兩者の軒輊は到底越ゆ可からざるものであつた。即ち山嶽黨の國民公會復活の要求、山嶽黨内部に存在せる排民主的見解及極度の怯懦の是等のものは秘密總裁政府が山嶽黨を排撃し且つ是に對し最も惟焉たらざる點であつた。此事實あるが故に山嶽黨との合同問題の如きは秘密總裁政府の全く夢想だにせざる所であり、縱令此問題が萬一實際に提唱されたとしても、他の事情にして依然變化無き限り、是に對し一顧だに與へざるべき事は理の當然である。

然らば如何にして合同問題は發生したか。又何故に合同問題は秘密總裁政府の重大なる關心事と化したか。蓋し、秘密總裁政府の謀叛計畫の樞機に參畫せる有力分子中に熱烈なる合同論者が現はれたため、是等の主張を無下に一蹴すれば、却て彼等の怨嗟を買ひ、引いては内訌を誘致し、其結果、所期の謀叛を事前に挫折せしむる虞無しとしない。これ秘密總裁政府の最も危憂せる所であつた。若し秘密總裁政府の措置如何によつては、或は謀叛計畫は空しく水泡に歸せぬとも限らぬ。秘密總裁政府が其自體としては既に寸毫考慮の餘地無き問題を採上げて慎重に其善後策を講ずるに到つたのは斯かる拔差しならぬ事情が存在するからであつた。背に腹は換へられなかつたのである。順調裡に進みつゝ、あつた謀叛計畫にとつて、この山嶽黨との合同問題は恰も青天の霹靂であつた。

茲に山嶽黨との合同を熱心に提唱した有力分子とは Rossignol 及 Fion であつた。是兩名が秘密總裁政府の方針を卒直に承服せず、潜かに山嶽黨に傾倒し、其合同を畫策せる事は Germain の逸早く看破せる所であつた。而して若し合同の要求が容れられざるに於ては即時脱退をも辭せざらんとする氣配が見へた。茲に所謂山嶽黨とは熱月九日後追放せられたる國民公會議員であつて、豫て所期の目的のため山嶽黨委員會を組織せる一味である。秘密總裁政府が豫て彼等の行動に繋ぎせる事は既に述べた通りである。

ロッシニョール及フィオンが山嶽黨合同の理由として主張する所を聽くに、是等舊立法者即ち山嶽黨の加入は一種魔術的效果を得るに均しい、即ち是に依て共和主義者の思想的相違を根絶し、急激に謀叛を促進せしめ、各地方に於ける總ゆる反抗を除去する好個の方策であると。

多數の人々は此意見に賛意を表した。否縱令フィオン、ロッシニョールに賛成者が無かつたとしても、秘密總裁政府としては、彼等の地位、業績、任務並にロッシニョールがサン・アントアヌ郊外住

民に對して有する勢力に鑑する時は、彼等の意見を重大視せざるを得なかつたのである。^②

折しも、山嶽黨委員會は、所期の目的を達するため平等者運動を利用せんとする意向があり、謀叛の渦中に其同志を派し、自ら國民に對し其唯一の代表者たる事を宣明して、平等者の築き上げた運動を横取りせんと秘かに期待してゐるとの報道が秘密總裁政府の手に這入つた。これがため秘密總裁政府は競々として心中穏かならざるものがあつた。

合同問題は秘密總裁政府の最高幹部間に於いても一致せる意見を缺くに到つた。其の勇氣と献身的努力を以て知られ、謀叛の支柱と認められた Drouot さんへ合同に傾くと言ふ有様であつた。

之に反して夙に山嶽黨の野望を洞察せるゼルマンはフィオン、ロッシニョールの意向を痛く憂ひ、是に依て謀叛計畫の受くべき被害を深慮して、合同の非を主唱した。ゼルマンに山嶽黨の豫定計畫を傳へ、秘密總裁政府との合同を正式に提議したものは Ricord 及 Laignelot であつたが、彼等とフィオン、ロッシニョールとの間に既に默契の存せし事は何等疑ふ餘地はなかつた^③。

ゼルマンと共に合同反對論の急先鋒は同じく秘密總裁政府の最高幹部の一人 Debon であつた。彼は合同論者を難詰して謂ふ、

『諸君は野心と、虚榮と、嫉視と、無智とで自由を滅した連中をば、自由を救済する光榮ある事業に招き寄せる事に依て諸君の貴き金を汚さんとせられるか。熱月九日に最も果斷なる祖國の擁護者を殺戮し、祖國の失つた權力を貴族政治に與へ、王黨の希望を再生させた人々は是等の連中ではなかつたか。彼等が第一に平等の友に對して反革命家の刃を研いたことを諸君は忘れたか。彼等に些

小の勢力をも與ふる勿れ。彼等は共和主義者を欺き、分裂させるために、これを使用するであらう。諸君が若し尊敬を以て、ロベスピエール及其犠牲者の事を語るならば、彼等は諸君をば、偏狹者、吸血漢、獨裁者、專制の走狗呼ばわりするであらう。諸君が徳性、道徳、神に敬意を拂へば、彼等は諸君を狂信者、軟派、詭辯家と呼ぶであらう。諸君が國民に有益なる勸告を與ふれば、彼等は自分等が總てを豫見し、且つ指揮する權力の唯一の保管者であると主張するであらう。彼等と行を共にすれば、矛盾と軋轢の外は無い。人々は諸君に謂ふ、彼等は唯、迷つてゐるのである。しかし私は彼等はそれに服しないと思ふ。彼等を寛恕し、彼等の過失を忘れて欲しい。だが彼等をして永久の沈黙を守らしめよ。蓋し彼等と携へて眞理と正義の道を進む事は不可能だからである』との。

Debon の合同反對論は斯くの如く全く妥協緩和の餘地無きものであつた。彼は平等者謀叛に山岳黨を加へる事は斷じて不可なる事、而して若し山岳黨の加入を許す位ならば、寧ろ謀叛計畫其者を棄却するに如かずと迄極論した。Debon の此極論は甚しく慎重を缺くものとして遂に秘密總裁政府の不快を買つた。しかし、山岳黨との合同の結果が謀叛計畫に尠くとも有利でないと云ふ事は蔽ふべからざる事實であつた。山岳黨の過失及其恐るべき弊害、是等のものが謀叛者の腦裡を往來する。實際 Debon の指する様に彼等の自由なる決心に眞正平等の確立を期待することは覺束ない。山岳黨との合同は畢竟、謀叛計畫に不利である、而してこの事は偽らざる眞意である。さればと言つて合同を一擧に排せんか、フィオン、ロッシニョールの不満となり脱退となり、更に嵩じて内訌を惹起し、山岳黨の大膽、無謀なる策動と相俟つて、折角の謀叛計畫は齟齬を來たし拂つた苦心は水

泡に歸する事は火を賭るより明かである。而らば如何にすべきか。進退兩難、秘密總裁政府は未曾有の難局に逢著した。謀叛計畫が今や急足に成功を収めつゝある秋、是を放擲せんか、後世物笑となるのみならず、其輕擧の罪は決して輕からざるものがあるであらう。秘密總裁政府は茲に慎重熟慮を廻らした。

鳩首凝議の結果、秘密總裁政府は遂に合同の提議を可決し、同時に山岳黨の野心を制馭するため別に豫防策を講ずる事に決した。秘密總裁政府は山岳黨の要求を容れて國民公會の再建を誓つたが、縱令然するとしても何等の變更を加ふる事無からんか、爲めに佛蘭西は必ずや再び一部野望者流の籠絡する所に歸すべきは明かなるを以て、斯る不幸を未然に防ぐ方法として、國民公會の復活に左の三條件を附し、山岳黨に承認を求むる事となつた。

(一) 亡命議員より成る國民公會に各縣選出の一名の民主主義者を加へる事、而して此民主主義者は秘密總裁政府の推薦に依り謀叛國民に依て任命される事、

(二) 謀叛法第十八條の規定は何等の制限無く且つ即時實施の事、

(三) 謀叛の曉、巴里の市民に依て可決せらるべき布告に服従する事、

此決議が可決されるや否や、ゼルマンは山岳黨委員會の一員を共翌朝秘密總裁政府に招致するの全權を委任せられた。花月十五日朝ゼルマンは山岳黨委員會の使者 Ricord と秘密總裁政府で會見した。劈頭ゼルマンは、現状を論じ、當初合同論を排せし動機並に後に到つて合同に同意するに到れる理由を述べた一片の挨拶狀をリコオルに手交し、次で彼に謀叛法を朗讀し聞かせた後、續いて

革命後必須なる假權力に關する條項の改正に就て論議した。亡命國民公會議員を最高權力に就かしむると言ふ事に關しては何等の波瀾無く容易に意見の一致を見た。ゼルマンは其際山岳黨が充分誠意ある證據を示さなければ、今後一切の協議を行はないと言ふ事をリコオルに篤と料解させた。其際又ゼルマンは忌憚なく山岳黨の非を陳述した。これに對しリコオルも同僚の中に國民の非難を免れざる人物の存することを自ら認めてゐたので、ゼルマンの所説に對し、一々之を反駁する事は出来なかつた。結局、前掲の三條件に對し更に左の條件を追加してリコオルに是を手交した。追加條件とは(一)革命二年熱月九日以後發布せられた總ての法律及決議の撤廢、(二)歸還逃亡者の追放である。

リコオルは同僚の承認を得るため猶豫を乞ふて辭去した。而るに秘密總裁政府の要求は山岳黨の拒否に會つた。リコオルは其翌日、來つて山岳黨の拒絶的回答を傳達した。

如何なる理由に依て山岳黨は秘密總裁政府の要求を拒絶したか。

山岳黨委員會の思惟する處に依れば、謀叛の唯一、直次の結果は約五十名の被追放國民公會議員の復職たる可きである。秘密總裁政府が主唱する、各縣選出の民主主義者を加へる事は國民主權の侵害であり、謀叛者に依て可決さるべき布告は、又均しく佛蘭西國民權の侵食であつて、到底是に同意する事は出来ない。しかし謀叛法に約束された住宅、貨財を國民に與へる事には賛成する。又秘密總裁政府の閣員を建設すべき行政會議に参加せしむる事は同意する。以上が山岳黨委員會の回答的意見であつた。

此山岳黨委員會の回答に對し再び秘密總裁政府の回答せし所は左の如くであつた。

『吾等が國民公會一部の一時的復活に協力するのは唯だ國民を裨益せんと欲するにすぎない。吾等の求むる唯一の報酬は平等の完全なる勝利である。吾等は國民をして完全に其權利を回復せしむるため戦ひ且つ吾等の生命を賭するであらう。併し乍ら吾等は人々が一切事物の支配者に對して自ら寛大を装ふことを理解しない。諸君が眞に吾等と共に吾等の従事する大なる企畫に協力せんと欲するならば、宜しく諸君の見解を曖昧ならしむるが如き提議を試みたり、申言をなす事を慎むべきである。』

諸君の同志の多數は國民の信頼を裏切つた。だから吾等が再び國民をば彼等の熱情と弱點とに委するならば吾等の罪は彼等のそれより無限に深いものであらう。國民主權を再興するため、國民を墮落せしむる手段を用ひなければならぬと言ふ事は到底理解出来ない。專制の倒壊を國民が期待せる人達にこそ當然、必須の一時的手段を採る權力を與ふ可きである。

吾等は壓迫的政府に代ふるに同じく壓迫的政府を以てするため、壓迫的政府を撤廢せんと欲するものではない。過誤を許すはよい事である、だが祖國の運命をば、再び、其過誤のため祖國を墮落せしめた其人々に委ねると言ふ事は愚であらう。

吾々は熱月九日に其親友を虐殺し、邇來卑怯にも、共和主義者を追放し、且つ民主的組織を破壊した人々の手に再び國民を委ねんよりは、寧ろ、吾等の不甲斐無さを憤つて、吾等を怯懦と内通を以て責めんとする愛國者や若くは、吾等の企畫を聽ては知るであらうかの政府の手に掛つて殞れたる事を望む。

リコオルは此回答を受理し、後日再び山岳黨委員會の最後の決議を傳達すべき旨を約して辭去した。互譲せざる限り兩者の合同は全く絶望視された。

斯の如く合同の折衝が秘密總裁政府と山岳黨委員會との間に行はれてゐた時、恰も他方に於て不吉なる流言蜚語頻りに行はれて、愛國者の心膽を脅かすものがあつた。謀叛幹部は嫌疑、誹謗的となつた。人々は現在の平靜を來る可き大嵐の前兆と認めるに到つた。是等の不吉なる豫感が何時しか革命代表員の心を捉ふるに到つた。豫て未熟の蹶起を戒むるため任命せられた是等革命代表員も、頻々たる凶報浮説に期せずして周章狼狽し、焦慮の餘り遂に秘密總裁政府に對し、今や蹶起の時期は到來した、更に尙、踟躕逡巡すれば、果敢なる同志の信頼を失ふであらうと言ふ事を通告した。

この通牒に接した秘密總裁政府は、是等の杞憂不安を一掃する目的を以て、彼等革命代表員に對し、秘密總裁政府目下の状態及謀叛の前進を沮止してゐる障害を腹藏無く教示する回章を送達するに決した。此回章が未だ脱稿せられざる内、突然、山岳黨委員會側讓歩すと言ふ報を得た。事實、ガルテは花月十八日夕、秘密總裁政府に對して正式に山岳黨委員會が激論の末、遂に前記政府の提出せる諸條件を承認するに到つた事を報告した。此報告は續いて各代表員に通達された。茲に懸案の合同は全く成立し、邇來、謀叛計畫の成熟達成に向て一路邁進する事となり、さしも波瀾重疊を極めた難問題も茲に漸く解決した。

- (1) Bonaparte, ib., T. I. p. 146.
 (2) Bonaparte, ib., T. I. p. 167.
 (3) Bonaparte, ib., T. I. p. 167-168.
 (4) Bonaparte, ib., T. I. p. 168-169.
 (5) Bonaparte, ib., T. I. p. 169-175.
 (9) Bonaparte, ib., T. I. p. 175-177.

十一 グライゼルの内通

波瀾曲折を極めた合同問題も結局、山岳黨委員會側の讓歩に依て案外、急速に落着した以上、最早謀叛計畫を澁滞せしむる障礙無く、其前途漸く平坦にして、目的成就の日意外に近しの感さへ抱かしむるものがあつた。しかし其れは途徹も無き幻想であつた。

颶風一過後の平靜に秘密總裁政府が息付くの暇無く、再度の危機が襲來した。而してそは同政府再起の望を絶無ならしめた絶對絶命のものであつた。而らば其危機とは果しと何物であつたか。グライゼルの現行政府に對する内應即ち是である。

然らばグライゼルは如何なる人物であつたか。如何なる機縁に依て平等者運動に加入し、謀叛の秘密を獲得するに至つたか。

グライゼルが果して眞に如何なる人物であつたか、今日彼を傳ふる文書が無いため、其全幅を覗ふよしも無いが、ブオナロッチが断片的に述べてゐる所に依て略、推測すれば、彼は小心翼翼として一身の榮達に腐心し、そのためには敢て手段を擇ばずと言ふが如き人物であつたらしい。従て、志操定見の如き固より彼に寸毫も認める事は出来なかつた。併し彼は一身榮達のためには、敢て自己を主張して馬脚を露出するの愚を避けて表面何處迄も從順卑屈であつた。従て又彼は一面欺瞞的であり、他面、狡猾であつた。是等の眩惑的性質が秘密總裁政府の幹部をして彼を過信せしめ、遂に空前の大計畫を一朝にして破局に終らしめたものであらう。

如何にして彼は謀叛者に接近したか。ブオナロッチの傳ふる所に依て少しく述べやう。

抑、グライゼルを始めて認めた者はバブウフと共に秘密總裁政府の最高幹部であつたダルテであつた。ダルテは革命代表員及軍事代表員を指揮監督するの重任を有する監視委員として同志を激勵し、並に有望なる人物を物色するため日々多數の民主主義者が集ひ寄るカフェ・*Les Brins-Chinois* に赴いた。其時偶、一民主主義者に依て、當時巴里近郊グルネル平野駐屯歩兵第三十八半旅團第三大隊付大尉といふ *Addeville* 生れの一人物に紹介せられたのであつた。此人物こそ後日の卑劣なる裏切漢 *ジョルジュ・グライゼル* であつたのである。

革命を以て一身榮達の機と考へた彼は、是がため秘かに愛國者への接近を圖つた。巧に愛國者の言辭を模倣して、彼等に熱烈なる革命家として認めらるゝ事に成功し、かくして二三の民主主義者の歡心を得、是等の人々を通じてダルテに紹介せられた。

ダルテはグライゼルに對する紹介者の法外の讚辭や彼が秘密總裁政府の印刷物を軍隊に宣傳し又自ら煽動的冊子を著して軍隊の反抗を喚起せんとする彼の熱誠、並に彼の革命的な會話及講演に痛

く動され、由來人を容易に信賴する癖あるダルテは彼が所信の純潔を信じ彼を秘密總裁政府に推輓するに到つた。ダルテの推輓を信賴して、同政府は、前述せしが如くグルネル駐屯軍への軍事代表員に任命した。彼が宿望の一端は先づ達せられた。

彼に當初より内應の意思があつたか、若し然らずとすれば果して何時頃より其意思は芽生へたものであらうか。此問題に答ふべき典據は無い。併し乍ら吾人の推測する所によれば尠くとも内通の決意が明確になされたのは花月十一日の秘密總裁政府の召集せし軍事代表員との協議會以後の事である。と見るのが至當であらう。何となればこれ以前に於いては、否、換言すれば秘密總裁政府の樞機に參畫する事を許されざる一軍事代表員としては内應せんと欲しても、内通すべき機密を得るの機會が皆目存在しなかつたからである。然るに其機會は應て到來した。

秘密總裁政府は遂にグライゼルの好むものを與へてしまつた。同政府は自己の嚴定した規約を自ら破棄して軍事代表員を直接引見した。即ち前述せしが如く花月十一日同政府は Grande-Truanderie 街二十七號に Fion, Germain, Rossignol, Massart 及グライゼルを召致して謀叛の目的、手段等の機密を授けてしまつた。次いで彼は他の委員と共に軍事委員會の一員に任ぜられた。此席上グライゼルはダルテに依てバブウフ、ブオナロッチ、ゼルマン、及 Dieter 等の最高幹部に紹介された。前述の如く由來秘密總裁政府は秘密たるべきものであり其委員の姓名は代表員に秘密たるべきもの、兩者の直接の接觸は嚴禁せられてゐたものであつた。然るに同政府は自ら此禁を犯してしまつた。而も恐る可き内通者と知らず其機密を明してしまつたのである。此意味に於て同政府の行動は明かに自家の墓穴を掘れるものであつた。グライゼルの假面憎むべきも又同政府の不用意、油斷も亦其責に任ずべきものであらう。ブオナロッチは言つてゐる、若し同政府がかゝる過失を犯す事が無かつたならばグライゼルは謀叛の首謀者を識る事が無かつたであらう。此過失は謀叛計畫蹉跎の主因であつたと。寔に同政府千慮の一失と言ふべきであらう。

成否全く未知數である謀叛計畫の薄氷を生命を賭して涉らんよりは、今獲得した秘密を利用して一身の榮達を圖らんとするのが恐らく此場合、彼の心事を傳へるものであらう。

花月十五日、恰も秘密總裁政府と山岳黨委員會との合同問題が前者のゼルマンと後者の使者リコオルとの間に折衝せられてゐた同日晚九時、グライゼルは Harmand の匿名を用ひて、彼が知れる限りの謀叛の機密を擧げて二百四十五名の名簿と共に當時政府の議長カルノ Carnot に明してしまつた。カルノオはグライゼルの密告に驚愕すると共に彼の勞苦を深謝して彼に今後尙、謀叛計畫に參與して其成行を觀望し以て詳細の報告を齎らさん事を依頼した。固よりグライゼルは新に情報入手次第、彼に報示すべきを約した。

花月十七日、晚九時半、カルノオは彼をば警務大臣 Cochon に紹介すると共に又グライゼルより落手した謀叛者二四五名の名簿を行政總裁政府に呈示し、其結果同十八日 St. Florentin 街のリコオル宅で開催せらる可き會合に於て謀叛者を一網打盡に逮捕せよとの命令を下した。謀叛の運命は既に大半決せられてしまつた。自滅は時秒の問題にすぎなかつた。

これ合同問題解決の日、十八日を去る實に三日前の事件であつた。數日前已に斯る異變が出來し、

戦慄すべき危難が寸前秒刻の間に逼迫せりとは夢想だにせず、十八日合同問題解決の報に愁眉を開き、最早遮る障礙無し、謀叛成就の日既に近づけりと秘に會心の笑を洩らした謀叛幹部は、宛然火山上の亂舞に等しかつた。時既に謀叛計畫は脚下の土を奪はれ、且つ沙上に虚立せる樓閣と化し終つてゐたのであつた。

官憲は豫定の如く十八日、リユオル宅を襲つたが其處には豫期に反し何人をも發見する事が出来ず、手を空うして引揚げた。第一回の檢舉は明かに失敗であつた。

更にグライゼルの密告に従ひ、翌晩、謀叛者が會合すべき Drouet の宅を襲ふべき命令を下したの。

- (1) Buonarroti, ib., T. I. p. 126-127. Nouvelle édition, ib., p. 80 81
- (1) Paul Robiquet, Buonarroti et la Secte des Égaux. 1910. p. 63.
- (2) Buonarroti, ib., T. I. p. 162. Nouvelle édition, ib., p. 109.
- (4) Dommanget, ib., p. 44-45.
- (5) Deville, ib., S. 42.
- (6) Deville, ib., S. 42-43.
- (7) Buonarroti, ib., T. I. p. 179. Nouvelle édition, ib., p. 120.

十二 花月十九日、Drouet 氏宅の會議

豫定の如く花月十九日夜、九時半より十一時十五分にかけて、Piques 廣路の Drouet 氏宅に於て、秘密總裁政府、軍事委員會及山岳黨委員會の聯合會議が開催せられた。會するものバンワフ、ブオナロッチ、ダルテ、Didier, Fion, Massart, Rossignol, Drouet, Ricord, Laignelot, Javogues 等

て既に四日前に謀叛の秘密を政府に賣つた内通漢グライゼルも出席した。

會議の席上、秘密總裁政府は先づ其一委員の口を通じて、何故に自ら現政府倒壊運動の中心點となつたか其理由を聲明した後、軍事委員 Massart は軍事委員會の名に於いて、秘密總裁政府の意見に最も適合せる攻略計畫の腹案を説明した。此攻略計畫腹案に依れば、巴里の十二地區を結合して三隊に分ち、各々に指揮官を任命して夫々一、立法部二、行政總裁府三、内國軍參謀本部を攻略せしむる事、第一隊は最も誠實なる民主主義者を以て組織する事、國民一般の焦燥は既に高潮に達せるを以て、革命代表員や真正平等者の呼號に依て勞働階級を一齊に蹶起せしむる事は寧ろ易々たる問題である。マッサアルは更に、謀叛の時期を決定するに先立つて、民主主義者の數、其能力及武器彈藥に就て尙詳細なる信頼す可き報告を得るを要する旨を附言した。

本會議の決議事項 左の如くであつた。

- (一) 秘密總裁政府は宜しく謀叛の勃發を促進すべし、
- (二) 同政府は軍事委員會の計畫に適合せる指令を各代表員に與ふべし、
- (三) 同政府は事態に關する最後の報告を聴取し且行動の期日を確定するため、二日後再び會合を催すべし。

尙、曩に可決した謀叛法に部分的の修正、及増補を施した所謂新謀叛法を採用した。山岳黨側も快く是を承認した。此新舊謀叛法の署名には秘密總裁政府の名稱を廢して、公安謀叛委員會なる名稱を以てしてゐる。爾來其發行文書には何れも此名稱を使用する事となつた。蓋し秘密總裁政府の

名稱は現行行政總裁政府と類似するからである。公安謀叛委員會の名稱は熱月九日前、*コンスピラシヨ*が造つた公安委員會の名に倣はんがためであつたと言はれてゐる。

席上、内通漢グライゼルは、官憲の到來を今や遅しと心秘かに期待し乍ら、表面頗る平靜を装ひ同志を抱擁し、其意見に喝采し、自ら喋舌快談是力めて、同志をして不安、疑惑、危惧を抱かしめざるに腐心した。彼が如何に狡猾に立廻つたかは、此席上彼が述べた所言に明かである。即ち彼は謂ふ『小生に關しては、小生はブルネル駐屯軍の勇敢なる同志に代て、諸君にお答へする。且つ小生が神聖なる平等の勝利を如何に念願してゐるかを諸君に證明するため、小生は小生が貴族たる小生の叔父から謀叛兵士を慰藉するために使用する一萬リイヅルを引出す手段を見付出した事を諸君に告げる』云々。

數日前グライゼルに依て政府に内通せられた事を夢想だにせざる謀叛者達は彼の狡猾なる巧言に籠絡せられて、些の疑惑をも抱く事は無かつた。寔に噴火山上の亂舞であつた。果せる哉、會議終了を告げるや、否や警務大臣は歩兵及騎兵の二分隊を率ひて、夜間家宅搜索を嚴禁せる現行憲法の規定を自ら破つて、前記 Drouet 宅を襲つたが、如何なる誤算があつたものか、時已に遅し、大部分は姿を眩まし、唯ダルトテ及 Drouet が居合せたにすぎなかつた。官憲は何等か期する所あるものの如く、故意に右二人を逮捕せず引揚げた。

宅頭豫期せざる警察の奇襲に秘密總裁政府は愕然色を失つた。同政府は直ちに是を以て慥に裏切者の内通に相違無しとして、其犯人の物色に着手した。内通嫌疑の自矢は意外にも黨中稀に見る練

達有能の士セルマンに立てられた。彼は政府の迫害追跡急なる餘り、本意ならずも、前記十九日の Drouet 宅の會議に出席する事が出来なかつた。即ち秘密總裁政府は彼の此欠席を不可解となし、是を内通行爲と結付けたのである。併し此の嫌疑は從來に於る彼の性格、行動に徴して、全く根據の無いものである事が判明した。

セルマンに對する嫌疑は霽れたけれども、一度生じた疑惑は容易に解けず、疑心は更に暗鬼を生んで、秘密總裁政府は依然内通者の發見に努めた。この間に在つて、眞の内通漢グライゼルは百方奔馳して、内通説の無稽なる事、従つて今後一層警戒を嚴重にするの不要なる事を諄々として説得且つ慰撫し、自らダルトテに書面を寄せて内通説の不可なる事を説いて謂ふ、假りに若し、謀叛者中に内通者が存在せるとすれば、彼は直ちに警察をば吾等が昨夜會合した Drouet 宅及び吾等全員が十一日に會合し且つ陰謀の書類を保管せる其場所に誘導したであらう。然るに事實そうでは無かつた事を見れば内通者は存在しないと考へなければならぬ。警察の襲來は從て内通に基ける計畫的のものでは無く、豫ての疑惑と周到なる監視の結果に依る突發的行動であるとの。グライゼルの説得慰撫、意外に奏功して、同政府幹部一同漸く釋然たるを得、遂に内通に對する疑惑を抛棄した。グライゼルは秘かに會心の笑を洩した。同政府は又彼の舌端に奔弄されてしまつた。縱令秘密總裁政府がグライゼルの諫言に聽從せず、依然内通説を固執し、應て眞の内通者を發見するに成功したとしても、時は既に骸の投ぜられし後の事なれば、精々餘命を寸時延長し得る位に過ぎざるべく、覆水を盆に返し、頽瀾を既倒に返す事は到底不可能であつたであらう。

再度の檢舉に失敗した官憲は再び陣容を改め、グライゼルの報告あり次第一網打盡に逮捕すべく準備を整へてゐた。

- (1) Buonarroti, ib., T. I. p. 179, 183-184.
- (2) Buonarroti, ib., T. I. p. 182-183, 192-193. Nouvelle édition, p. 122, 128-129.
- (3) Buonarroti, ib., T. I. p. 182. Nouvelle édition, p. 122.
- (4) Buonarroti, ib., T. I. p. 184-185. Nouvelle édition, p. 123-124.

十三 花月廿日の會合。謀叛軍の兵力、政府軍の兵力。動員計畫

(1)

花月十九日の會議に基く秘密總裁政府の指令を實行するため同二十日晚 Massart 氏宅に於て、監視員、軍事代表員、全地區の革命代表員の聯合會議が開催せられた。此會議の目的は、謀叛を一齊に起し而してよく成功を確保する最良の手段を審議し、各地區革命代表員より、兵力、武器、彈藥、及輿論の狀勢を聴取する事にあつた。出席する者、就中、ダルテ、ゼルマンの兩監視員、フィオン、マッサアル、ロシニョオル、グライゼルの軍事委員兼軍事代表員、連絡委員 Didier 並に全地區革命代表員を網羅した。

先づ攻略計畫に就て、第六地區代表員、Claude Fiquet、第七地區代表員 Paris、第三地區代表員 Cazin、第十一地區代表員 Bodsion の諸氏が交々起つて其最も適當と思考する作戰計畫を述べた。次いで輿論の現勢に就ては革命代表員は曩に秘密總裁政府に報告せし所と同様の事を繰返した。即ち輿論の興奮が一般的であり且つ最高頂に到達せる事、若し舉兵の曉、兵士が國民を殺害するが如き舉に出でなければ、現行政府の倒壊は確實であると。革命代表員はこの説明の論據として、民主主義者の數量及勇氣を擧げた。

併し乍ら是等革命代表員の報告は、今一層詳細確實を知らん事を願つてゐた軍事委員の充分満足する所では無かつたので、更に革命代表員に對し報告の再作製を求めた。此再報告は軍事委員マッサアルに手交する事、次いでマッサアルは是を二十一日朝 Potsonnière の場末 Dufour 宅に開るべき總會議に報告すべき事を約して散會した。

(11)

革命代表員の報告に基いて、謀叛委員會が算定した謀叛軍の兵力は左の如くであつた。

- (イ) 革命家 四〇〇〇
- (ロ) 前政府關係者 一五〇〇
- (ハ) 砲兵 一〇〇〇
- (ニ) 免職將校 五〇〇
- (ホ) 地方革命家 一〇〇〇
- (ヘ) 立法部警衛擲彈兵 一五〇〇
- (ト) 入獄中の軍人 五〇〇
- (チ) 警備軍 六〇〇〇

(リ) 癡兵團

一〇〇〇

總計

一七、〇〇〇

ブオナロッチの記する所に據れば、此一七、〇〇〇なる總數は多數の勞働階級の數をも加算せざる最低限度の見積りである。ハインリッヒ・シイベル Heinrich von Sybel の如き史家は此數に多少の誇張の存する事を言明してゐるが、兎に角、此謀叛軍の戰鬥力は、當時巴里國民軍の微弱殆んど頼むに足らざる事實に徴すれば、決して侮り難き兵力であつたのである。

この外、謀叛の曉に、必ずや現行政府に背いて、謀叛軍に投合する事を豫想せらるゝものは、巴里駐屯の兵士及勞働階級であつた。蓋し前者は既に著しく動搖を重ねつゝあると共に、後者は又幾多の秘密集會及び公開集會に於て頻りに其不平憤懣を表白しつゝある事は紛れも無き事實だからである。

之に反して、政府軍の實勢力として同じくブオナロッチの擧げてゐるものは、(イ)軍隊、これは其勢力は薄弱であるが、武裝せるため謀叛を妨害すると思はなければならない。(ロ)王黨——是は由來現行政府に懐らざるものであるが、而も平等の法律を欲せざるため恐らく政府軍に加擔すると思はるべきである。(ハ)富有階級の過半——彼等は國民軍の指揮權を獨占し、民主主義の勝利を嫌惡せるものであり、大部分、武器を有するものである。

(三)

謀叛軍の作戰計畫は大要左の如くであつた。謀叛法の發布を以て謀叛の烽火に代ふる事、之を以て一齊に蹶起する。

謀叛軍を三軍に分ち、全軍を總括する總指揮官及各軍司令官を夫々任命する。總指揮官は謀叛委員會の命令に服し、各軍司令官は孰れも總指揮官の命令に従ふ。各軍司令官の下に夫々區司令を置き更に其下に各班司令を置く。總指揮官及各軍司令官として謀叛委員會が擬した人物はフイオン、ゼルマン、ロッシニョール、マッサアルであつた。各中隊分隊の司令、隊長は謀叛法の發布、謀叛の第一聲と共に發表する。重要な點は各班に夫々開明なる民主主義者を派遣して、謀叛法の精神を説明し、併せて、斯法の正當、且つ有用なる事を證する事である。

謀叛軍を三軍に分つ事は曩に述べたが、謀叛と共に其最も優秀精銳なる一軍を以て武器彈藥廠、特にグルネル及 Vincennes 駐屯軍に向はしむる事、

次に數個縱隊を以て、立法部、現行總裁政府、參謀本部、閣僚の宿舍を襲撃せしむ。爾余の一軍をして、巴里出口の警備各隊の連絡、食糧配給の保護、排謀叛的集會の解散、貴族の通信遮斷、總ゆる掠奪の防止、謀叛委員會の命令の行施に當らしめる。

又謀叛委員會は曩に牧月一揆敗退の根本原因であつた食糧の缺乏に鑑て、謀叛軍の兵士をして食糧不足のため士氣阻喪せしむるが如き事無からしむる目的を以て、先づ擧兵と同時に各班に夫々三名の委員を派し、必要なる食糧をば公私貯藏所より徵發して隨時彼等に潤澤に支給し、更に不幸なる人々に配給することとした。

謀叛委員會は又謀叛に對し國民の同情を獲得し且つ國民の熱誠を喚起する目的を以て、謀叛中は

貧民に對し國費を以て衣服を給し同時に彼等に富者の住宅を開放して彼等に住居せしむとの二個の布告を發布する事に決定した²⁾。

(1) Buonarroti, ib., T. I. p. 185-188. Nouvelle édition, ib., p. 124-125.

(2) Sybel, Heinrich v.—Geschichte des Revolutionszeit. 1789-1800. Bd. 6. S. 302-303.

(3) Buonarroti, ib., T. I. p. 189-190. 192-196. Nouvelle édition, ib., p. 127. 128-131.

十四 バブウフ一味の就縛——謀叛計畫の瓦礫

グライゼルの内通以來、平等謀叛は事實上反動政府の籠中ものゝ歸してゐた。政府の巨大なる黒手は既に完全に是を蔽ひ、唯、手を下す時期の問題であつた。斯る逼迫せる事態を全く了知せず孜孜として只管、謀叛計畫を進めてゐたバブウフ一味の努力は恰も沙上に樓閣を營むに均しいものであつた。瓦礫は秒刻の問題であつた。果哉、豫て彈壓の好機を視てゐた政府は花月二十一日、(一七九六年五月十日)即ち謀叛者聯合會議の翌日を以て、一齊に謀叛者の檢舉に着手した。同日早朝警務大臣附副監察官 d'Osserville はグライゼルの指示に依り、Brutus 區警察官の應援を受け、Grande-Truanderie 街二十一號住宅第四階の一室なるバブウフの密居を襲ふて、彼及び同座のブオナロッチ、謀叛委員會書記 Pelle を逮捕した。彼等は當日茲で徹宵して、謀叛並に爾後の改革に就き最後の密議を凝らしてゐたのであつた。同じくダルテ、セルマン、Didier, Drouet 等も亦、舉兵の日を決定すべく會合してゐた Ducour の家で一舉に捕縛せられた。バブウフ初め彼等は孰れも、サンセルマン通、一六八號の高臺に屹立する僧院の Abbaye 獄舎に收容せられ、花月二十三日附總裁政府の裁決に依り、巴里地方陪審裁判に附せられた。

彼等の檢舉に際し政府は萬一に備へて軍隊出動準備を命じ、國民に對しては、其動搖を恐れて、盜賊狩を行ふものであると宣傳した。それにも拘らず、物見澤山や收監者に對する同情から數日間群集が牢獄附近の街上を彷徨した。併し間も無く是等收監者は分離さるゝ事となつた。即ちバブウフ、ブオナロッチ、ダルテ、セルマン、Massart, Didier 等の領袖は、分離して、秘密裡に Temple の塔内に幽閉せられた。

花月二十一日(五月十日)の夕、總裁政府は兩院に報告書を發して、其中で、佛蘭西憲法を撤廢し、立法部、政府の全員、巴里全官吏、國民軍本部を廢殺し巴里全市を掠奪するを目的とする戦慄すべき陰謀の發覺した事を述べてゐる。同時に政府は巴里諸街に貼紙し、その中で、若し政府が警戒を怠つてゐたならば、『犯罪者及殺人團』は全市の家屋を掠奪し、市民の大部分を殺害したであらうと書いて居る。又同日政府は、前國民公會議員、休職軍人及官吏、並に一七八九年以前既に巴里に居住せざる若くは外交團に屬せざる外國人は三日以内に巴里を退去すべき事、然らざる時は追放の刑に處する旨の布令を出した。政府が此謀叛を如何に重大視してゐたかは是に依り明瞭である。

就縛二日後即ち花月廿三日バブウフは總裁政府に一書を呈して、權力に屈せざる鞏固なる所信の一端を披瀝した。

謀叛者に對する各方面の態度は大體どうであつたか。先づ國民一般の態度は稍、冷淡に近いものであつた。多數の愛國的記者は拙劣乍ら被告の辯護を試みた。Antonelle は牢底より、Felix Lepe-

Leib は隠家より呼號した。當然檢舉せらる可くして、而もグライゼルの名簿に無かりしたため、それを免かれた Sylvain Maréchal 及 Debon は沈黙を持した。獄外の同志の中、公然一書を著してバブウフ主義者の行動と思想を擁護せし唯一人は Thim-le-Moutier に隠遁生活を営む前巴里市長 J. N. Pache であつた。

然し乍ら、他方献身的バブウフ主義者は決して彼等の首領を閑却する事は無かつた。彼等は革命四年八月七日(一七九六年五月廿六日)國民を煽揚して彼等領袖の救済を企てたが其甲斐なかつた。彼等は又熱月、"Decius Francus"と稱する秘密結社を起して、被檢舉者を救済すべく國民を奮勵した。又熱月三十日(一七九六年八月十七日) Abbaye の共和主義的樓守は塔内に收監されてゐた Dronet を逃してやつた。

果月二十三日(一七九六年九月九日)バブウフ主義者は反動政府に對して最後の反抗を試みた。總勢六七百名大擧武装して總裁政府に殺到し、グルネル駐屯軍を蹶起せしめんと企てたが却て Barras の陥穽に陥り、同軍の指揮官 Malo の逆襲に會ひ敗北した。Bertrand, Huguet, Javogues, Cusset 等の領袖は死刑に處せられ、茲にバブウフ主義者の最後の努力も水泡に歸し、爾後一切の希望は失はれてしまつた。

革命四年果月九日より十日(一七九六年八月二十六日—二十七日)の夜陰に、巴里に收監中の被告は悉く Vendôme に移され、此地で高等法院の裁判を受ける事となつた。この巴里よりヴンドームに移送の際、被告は恰も卑賤なる野獸同類の取扱を受けた。即ち門の監に收容せられて見せ物のバブウフ以下被告はヴンドーム高等法院の一棟に收容された。

公判は革命五年風月二日(一七九七年二月二十日)を以て開始せられた。公判廷に出頭した被告はバブウフ、ブオナロッテ、ダルテ、セルマン、ブイオン、リコオン、Didier, Antoinette, Amar, Dufour, Vadier, Pille, Ficquet, Duplay 等總計四十七名。召喚に應ぜず無斷缺席裁判を受けた被告は、Dronet, Reys, Rossignol, Bodson, Lepeletier, Claude Ficquet, Lindet, Bouin, 等總計十八名であつた。バブウフ、ブオナロッテ、ダルテ、セルマン等の首領は權力を恐る事無く何れもバブウフ主義を力説擁護して意氣軒昂たるものかあつた。グライゼル又有罪事實證人として出廷し被告に不利の陳述をした。

革命五年芽月(一七九七年三月)總選舉が行はれ其結果、王黨が兩院に過半数を占めた。そこで高等法院は彼等の歡心を買はんと欲して、公判の終結を急いだ。八月五日(二十四日)陪審員は決議を取る可く退いた。最後の公判は八月六日夜より七日朝(五月二十五日—二十六日)にかけて開かれ、判決は七日朝被告に言渡された。時に七日朝四時半の事であつた。太陽は登つた許りであつた。數個の燈火が尙法廷の隅々を耀々と照してゐた。太鼓の響、砲兵隊のざわめき、右往左往する帽影劍光、孰れもヴンドームの住民に事變の重大なるを思はしめた。裁判長は起つた。重苦しい静寂が支配した。彼は感動的の音聲を以て嚴かに判決文を読み上げた。

バブウフとダルテは死刑を宣言せられ、ブオナロッテ、セルマン、Cazin, Morey, Blondeau, Me-

messier, Bourin の七名は追放刑に處せられた。外五十六名の被告は無罪の判決を受けた。

死刑の宣言と共に法廷は突如、一大波瀾を惹起した。判決を聞くや、バブウフとダルテは七首を以て互に刺違へて自殺を圖つたが、武器銳利ならざるため遂ぐる事が出来なかつた。ブオナロッチは起つて判決の不當を詰り國民に訴へた。傍聴席も亦混亂した。憲兵は武器を以て制止し、被告を強壓的に退出させた。

バブウフとダルテは深傷の苦痛に、恐ろしき一夜を明したが決して勇氣を失ふ事はなかつた。收月八日(一七九七年五月廿七日)の早朝五時、是等兩人は自若として勝利者の如く斷頭臺に上り、サムソンの刃に殞れた。彼等の死骸は塵埃に遺棄されたが、一農夫の手に拾はれて敬虔に埋葬された。バブウフは死に臨んでも尙祖國に對する熱愛を忘れなかつた。時正にバブウフは三十六歳、ダルテは僅に二十七歳であつた。

謀叛の幕は下りた。共產主義の萌芽は剪り取られた。總裁政府は茲に愁眉を開き、其基礎漸く鞏固を加へると共に反動の色は一段と濃度を増した。

(1) Robiquet, *ib.*, p. 65-66. Deville, *a. a. O.*, S. 41. Buonarroti, *ib.*, T. I. p. 315.

(2) Robiquet, *ib.*, p. 37. Dommanget, *ib.*, p. 46.

(3) Deville, *a. a. O.*, S. 44.

(4) Deville, *a. a. O.*, S. 50. Buonarroti, *ib.*, T. II. p. 11.

(5) Dommanget, *ib.*, p. 47.

(6) Dommanget, *ib.*, p. 48.

(7) Robiquet, *ib.*, p. 78-79. Dommanget, *ib.*, p. 51.

(8) Stein, *a. a. O.*, S. 358. 一七九六年五月廿六日あり、又 Dommanget, *ib.*, p. 52. には廿八日とあるが、孰れも誤謬である。

(9) Dommanget, *ib.*, p. 52-53. Buonarroti, *ib.*, T. II. p. 61. Robiquet, *ib.*, 79-80. Deville, *a. a. O.*, S. 54.

附記 フランス大革命の史實に就ては岡崎万里教授の御教示に負ふ所甚だ多かつた。末筆乍ら厚く同教授に謝意を表する次第である。